報告書の発刊にあたって

福井 治弘/ふくいはるひろ 広島平和研究所 所長

広島平和研究所は、本年7月28日、広島国際会議場において、「どうなる、核廃絶の『明確な約束』? - 核の現状と日本の課題」と題する国際シンポジウムを開催いたしました。

2000年に開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器国が「核廃絶への明確な約束」に同意したにもかかわらず、その後、具体的な核軍縮の進展がみられないばかりか、米国のブッシュ新政権が発表したミサイル防衛構想が核をめぐる国際情勢に深刻な影響を与えています。シンポジウムは、こうした状況をいかに捉え、日本はいかなる役割を果たすべきかを考えることをねらいとして開かれました。

パネリストには、米国モントレー国際問題研究所教授・ローレンス・シャインマン氏、ロシア政策研究センター理事長・ローランド・ティメルバエフ氏、米国モントレー国際問題研究所核不拡散プロジェクトディレクター・タリク・ラウフ氏、アイルランド外務省軍縮・不拡散局長・ダラ・マッキンバー氏、英国アクロニム研究所長・レベッカ・ジョンソン氏、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授・黒沢満氏の6人をお迎えしました。

まず第1部で「核大国・米口の課題と世界の核問題」を、続く第2部では「核への挑戦者たちと日本」をテーマに、「約束」の実現に向けた貴重な意見や提言がなされ、またパネリストと聴講者との間に活発な意見が交わされるなど、大変意義深く、実り多いシンポジウムであったと考えます。

このシンポジウムの内容を取りまとめました本書が、核をとりまく国際情勢に関する認識の深化と、 核兵器廃絶に向けた国際世論の醸成に寄与することができますことを切望いたします。

目次

プログラム
主催者あいさつ 広島平和研究所所長 福井 治弘
<i>シンポジウムの説明</i> 黒沢 満氏
第1 部「核大国・米口の課題と世界の核問題」 パネリスト報告
ローレンス・シャインマン氏
パネルディスカッション・質疑応答 16
<i>第2部「核への挑戦者たちと日本」 パネリスト報告</i>
ダラ・マッキンバー氏29 レベッカ・ジョンソン氏3
パネルディスカッション・質疑応答
総括「世界の核問題と日本に突きつけられた課題」 30

プログラム

13:30) 開会

[主催者 あいさつ] [パネリスト紹介] [シンポジウムの説明]

_________________第1部「核大国・米口の課題と世界の核問題」

パネリスト報告

1「核軍縮 アメリカの課題と展望」

(ローレンス・シャインマン氏)

2「核問題への取組み ロシアの展望」

(ローランド・ティメルバエフ氏)

3「世界の核の諸問題 多国間軍備管理の将来」

(タリク・ラウフ氏)

パネルディスカッション・質疑応答

15:10 休憩

15:20 第2部「核への挑戦者たちと日本」

パネリスト報告

4「核軍縮の進展に非核国が果たす役割」

(ダラ・マッキンバー氏)

5「核軍縮実現への、市民の責任と役割」

(レベッカ・ジョンソン氏)

パネルディスカッション・質疑応答

16:25)総括「世界の核問題と日本に突きつけられた課題」

(黒沢 満氏)

16:30 閉会

主催者あいさつ



福井 治弘/ふくいはるひろ 広島平和研究所 所長

本日は来賓の皆様方をはじめ、多数の方々にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

私は、広島平和研究所の所長に就任してまだ4か月のほやほやの所長で、人生で言えば幼稚園にやっと入ったばかりのところです。平和研究の専門家でもありません。これまで国際関係論や政治学の勉強をし、大学で教えてまいりました。しかし、国際関係論や政治学において最も重要かつ基本的な問題は、平和と戦争の問題です。その意味では私も以前から平和問題に間接的にかかわってきた、それを勉強してきたといえるかと思います。

一般に国際関係論の中で、平和と戦争の理論や法則はいまだに存在しません。何が原因で何が結果であるのか、 因果関係を明確に、簡潔に述べる理論や法則は、いまだに発見されていないのです。

しかしながら最近、この理論の原点になるのではないかといわれているものが生まれました。それはデモクラティック・ピース、すなわち民主的平和という仮説です。19世紀以降行われてきた数多くの戦争を見ると、民主主義国どうしが戦った例は、ほとんどありません。民主主義国と独裁国または権威主義国の間の戦い、また当然、独裁国どうし、権威主義国どうしの戦争は多々存在します。歴史的・統計的に見ますと、民主主義国の間の戦争はなかったといえると思います。

ここに一つの手がかりがあります。民主主義国では、国民の世論が政府の政策を決定する、少なくともそれに大きな影響力を与えることができます。ですから、一般の市民が望まない戦争は行われない。一般の市民は、おそらく戦争は望んでいない。そういう因果関係があると考えられるわけです。

これまでに、市民が一致団結して始められた戦争はありません。為政者、支配者、指導者といわれる政府の一部の人々が決定して始まるのが、戦争です。これは日本の真珠湾攻撃でも、アメリカのベトナム戦争でも、また1991年のイラクに対するアメリカの爆撃にしてもそうです。真珠湾の攻撃は、アメリカの国民にとって大変なショックであり、奇襲攻撃であったわけですが、それは同時に日本国民の大多数にとっても、奇襲攻撃であったといえると思います。なぜなら一般の国民は、そういう政策に参与できなかったばかりか、その戦争に関する情報も知識も持っていなかったからです。

一般の市民が、最も重要な外交問題である戦争と平和に関して、政府の政策をがっちりと支配し、拘束することが可能であれば、戦争はおそらく起こらないでしょう。そのためには、市民が知識を持っていなければなりません。情報を持っていなければなりません。ベトナム戦争をあのような形で終わらせたのは、アメリカの民主主義が可能にした世論の力であり、アメリカの市民の意思によって、ベトナム戦争はアメリカの敗北をもって終わったのだろうと思います。このように、今後戦争を回避したり核廃絶を実現したりするためには、どうしても世論の力が必要です。しかもその世論は、正しい情報と知識に基づいた世論でなければなりません。

本日ここにお集まりいただいた6人のパネリストの方々は、現在考えられる最高のメンバーです。アメリカ、ロシア、カナダ、アイルランドの政府の代表として、実際に核軍縮交渉に直接携わってこられた世界的権威であります。またイギリスで市民側から核軍縮の活動に20年以上も携わってこられた方もお招きしています。このようなパネリストの方々の知識と経験を私たちにも分けていただき、これから核廃絶に向けての世論を作っていくことは非常に重要であり、本日のシンポジウムはそのための貴重な機会だと思います。質疑応答の時間もありますので、会場の皆さんには活発にどんどん発言していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

シンポジウムの 会場から







シンポジウムの説明

黒沢 満氏 / くろさわみつる 大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授



法学博士。1976年大阪大学学院、1976年大阪大学科院大学研究科修了学、同博部講師大学、1976年、特別、1976年、大学科師、1976年、大学、1976年、大学、1976年、大学、1976年、大学、1976年

今日のシンポジウムにはベストのメンバーを そろえておりますので、ぜひ話を聞いていただ くとともに、積極的なご質問、ご意見をお願い いたします。今回は話を一とすると、その倍の 時間を質疑応答に取り、会場の皆様方から積極 的な意見あるいはご質問をいただいて、それに 対してパネリストが答えていくという方に重点 を置いております。

2000年の核不拡散条約 (NPT)会議において、標題にありますように『核廃絶へ向けての明確な約束』が合意されました。しかし、ご存知のように今年の1月にアメリカでブッシュ政権が誕生し、非常に頭にきておられる方も多いと思うのですが、一方的な方向でいろいろなことを決めている。ミサイル防衛についても、既存の条約を破棄してまで進める方向であるという意味では、非常に危機的な状況ではないかと考えております。

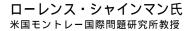
そういう状況の中でこのシンポジウムを開いているわけです。前半は、アメリカとロシアとカナダの方に、国際的な立場から現状を分析し、どういう方向にいくべきかという話をしていただきます。後半は、新アジェンダ連合の方に、非核兵器国、特に日本はどういうことができるかという話をしていただきます。またレベッカ・ジョンソンさんからは、シビル・ソサエティつまり市民社会、NGOが、核軍縮に向けて特に今の状況でどういうことをすべきで、あるい

は何ができるかというお話をしていただきます。以上の2部構成で、前半も後半も大体、報告の倍ぐらいの時間を質疑応答に取っておりますので、ぜひ会場からの積極的な反応を期待しております。

それでは早速、第1部の報告に入っていきたいと思います。三人とも政府と一時期は関係がありましたが、現在は専門家として政府と離れて核軍縮の研究などをしておられ、政府の代表というわけではありませんので、その点ご理解の上聞いていただきたいと思います。

第1部「核大国・米口の課題と世界の核問題」

パネリスト報告 1.「核軍縮 - アメリカの課題と展望」





UCLAで政治学修士号、ミシガン大学で政治学博士号及びニューヨーク大学で法学博士号取得。長年、核問題に携わり、米国エネルギー省学教授(国際法・国際関係)、リントン政権時の軍備管理軍縮庁(ACDA)不拡散・地域軍備管理担当副局長などを歴任。主な著書に、"Atomic Energy Policy in France Under the Fourth Republic"(『仏第四共和制下の原子力エネルギー政策』)など。

まず、ここ広島を訪れることができ光栄に感じていることを申し上げたいと思います。広島を訪れ、この会場でシンポジウムに参加するのは今回が3度目になります。このシンポジウムに参加する機会が得られたことについて広島平和研究所に感謝しております。また、私自身も他のパネリストの方々も現在の政権には関わっておらず、よって報道につながる公式の立場では発言していないということをコーディネーターである黒沢氏が理解して下さっていることにも感謝しております。

米国で新政権が誕生してから6ヵ月が経ちまし たが、核軍縮や核不拡散の分野の政策について 何らかの確信を持って発言するには時期尚早で す。何といっても、政策に直接反映する三つの 問題を再検討している段階ですから。一つは抑 止力に関する見直しです。二つめは核兵器配備 に関する見直しで、これによって現在の核資源 をどのように配分するかが決まります。そして 三つめは4年ごとの国防計画の見直しで、これ は核兵器の問題だけでなくずっと幅広い内容を 扱い、通常兵器についても検討します。今秋あ るいは年末までかかるかもしれませんが、こう した作業が終了すれば決定事項が政策として実 施され、今後数年米国が行うことと行わないこ とをもっと確かな筋の情報として申し上げられ るようになると思います。

一方、核政策及び国家安全保障に関しては、

米国が実施しようとしていることの優先順位が かなりわかってきましたので、あとで申し上げ たいと思います。

現段階で政策決定に関して次に考慮すべきは、 国内外の政治的要因が政策決定にどのように作 用し得るか、また実際に作用するかです。国内 ではすでに動きがありました。バーモント州選 出のジェフォーズ上院議員が共和党を去って無 所属の立場をとったために、米国上院の支配権 が共和党から民主党に移り、国家の安全保障に とって極めて重要な上院委員会の委員長職が民 主党の手に渡ることになりました。これまで共 和党は、1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限 (ABM)条約を撤廃してまでミサイル防衛に精 力的に取り組み、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を完全には否定しないにしても考慮に入れず、 戦略核兵器削減などで多国間協議による方法と は正反対の単独主義(ユニラテラリズム)を取 ることを明言していますが、民主党の上院議員 らはこうしたブッシュ政権の方針に容赦なく疑 問を投げかけるはずです。

国外では、同盟国やその他の重要な国々の反応、例えば政策選択に対するロシアの反応などは、方向性を変えてしまうほどではないにせよ、少なくとも行動の範囲、程度、時期のほか、特定の措置を実行する条件に対して影響力を持ち得る場合があります。北大西洋条約機構(NATO)加盟国でも、日本の首相及び外務大臣

が最近ワシントンを訪れた際に述べた見解においても、そしてイタリア・ジェノバでの先日の プーチン大統領とブッシュ大統領との会談においてもその実例を見ています。

さてここで、おそらくこれから1時間半にわた って討議する内容を踏まえ、一般的な認識を少 し述べさせていただきます。政権は変わりまし たが、2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議 で米国が明確な約束をし、論理上の帰結として それは守るべき公約であること、そして、核軍 縮が手つかずである点を強調したいと思いま す。ブッシュ政権下で核軍縮が進まないである うことはほぼ確実です。ワシントンでは誰もが 核兵器の廃絶を望んでいますが、問題はいつ、 どのように、いかなる条件の下で行うかです。 そしてこれから述べる内容により、私がクリン トン政権を代弁していたか、あるいはブッシュ 政権に批判的かどうかがわかります。私たちは、 核軍縮の進展をもたらす背景が非常に重要だと いう事情をほぼ理解しています。もし何十年も の間維持されてきた核抑止力に依存する安全保 障体制を廃止し、核兵器に頼らないことにする ならば、代わりの安全保障体制を構築しなくて はならず、その体制においては、侵略に対して 国際社会が集団で、あるいは協調して対応して くれるという、信頼と安心感を各国が持てると いうことが重要です。

皆さんの中には、国連憲章に記された集団的 安全保障の概念が決して実行されず、又は実行 されてもきわめて稀で、おそらく湾岸戦争の時 にのみ発動されたことを思い起こされる方がい らっしゃるかもしれません。これは、友好国で あれ敵国であれ侵略行為を行えば、国際社会が 国連安全保障理事会を通じて適切な方法で対応 するという考え方です。1945年にサンフランシ スコ会議で国連憲章が署名され、国際連合が設 立された後すぐに冷戦が始まり、国際協調によ る平和維持が不可能になりました。しかし既に 新しい時代に入り、集団で協調的な安全保障が 確実に実現できるかどうかが、今求められてい ます。

さて、既に申し上げましたように、新政権が どのようなことを行うかを正確に知るのは困難 です。ですが、ブッシュ政権、国家安全保障会 議、国防総省、その他政権内部の高官5、6人を 含む25人の協力を得て行った研究があり、約7 ヵ月前に終了していますので、これについて簡 単に述べたいと思います。ブッシュ政権が今後、 いかなる政策決定に向かうかがこの研究から判 断できると思いますので、少々時間をいただい て2、3申し上げます。

まずこの研究では、現在の比較的恵まれた状 況が将来も続くかどうかは確信をもって予測で きないと見ています。米国の抑止目的を支える ためには核抑止力がより重要になり、強大な核 兵器能力が不可欠になる可能性があり、このた め変化に備えなければならないとしています。 私たちにとって唯一不確実なのは将来です。こ の研究のアプローチに従えば、将来何が起こる かわかりませんから、将来の変化に対応する準 備をしなければならないことになります。冷戦 時代の軍備管理は相互確証破壊(MAD)を確実 にするための具体的な制限を中心としていまし たが、この研究によれば、軍備管理は現在では 米口間の対立を招いており、ダイナミックに変 化を続ける冷戦後の環境への適応という米国の 戦略上の必要性とは矛盾することになります。

この研究によると、米国が核兵器製造中止を 正式に成文化すれば、戦略的環境の変化にあわ せて核兵器の規模を調整する自由を失い、調整 能力を維持できなくなります。そして、正式な 協定である従来の軍備管理方式に基づき削減に 合意することで、政治的及び実用面での軍備調 整能力を後戻りできない形にしてはならないと 結論づけています。

さらにこの研究は結論として、米国は、将来 適当と考えれば核兵器を再編成する自由を米口 両国に残す単独的措置に主として基づいた新た な軍備管理の枠組みと、両国間の新しい約束の 形を確立すべきだと述べています。簡単に言え ば、現在も近い将来においても、政治による安 全保障環境はまだ不確実であり、戦略上の必要 性に合致する唯一の核軍備体制が存在していな いというのです。判断を下すもとになる要素が 常に変化しているためです。したがって、中距 離核全廃条約(INF)第1次戦略兵器削減条約 (START) 第2次戦略兵器削減条約(START) に見られるような後戻り不可能な合意は、国家 の安全保障上の利益ないし国際的安定性に役立 つとは言えないことになります。ですから、米 国は核軍備を戦略上及び外交政策上の必要性に 応じて調整する力を持ち、必要に応じて新しい 兵器を製造する法的権限と事実上の能力を持つ べきだということになります。現在、この研究 は国家安全保障政策に大きな影響を及ぼしてい ます。

国家安全保障政策はとりわけCTBTに関係があります。この研究の論理に従うならば、新たな予想外の脅威に直面して前線で新しい核兵器が必要だということになるでしょう。しかし、新しい核兵器を持っていないため、それを開発しなければなりません。が、核実験をしてからでないと、新兵器の開発も、国の安保戦略目的で使用するための配備もできません。現場の指揮官は誰もそれを受け入れません。その結果、CTBTから脱退すべきだ、ということになります。そうなるかどうか、今はわかりませんが、この考えは間違いなくブッシュ政権の一部の人々の頭の中にあります。政権内のすべての人ではありませんが。

国家安全保障政策はまた、本土ミサイル防衛

(NMD)及びABM条約にも関係します。なぜなら、この研究の論理に従うならば、米国本土、米国民の海外資産、日本やNATO、韓国を含む同盟国や友好国への様々な潜在的脅威すべてに備えることが必要だからです。そうだとすれば、問題は何をすべきかであり、答えは防衛能力確立の必要性ということになります。すなわちミサイル防衛です。もちろん、ロシアとの間では相当な困難が生まれるでしょう。それについては成り行きを見守るしかありません。

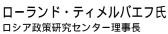
時間がないということですので急いでもう2点 だけ申し上げます。基本的に私たちは、「単独 主義」か「多国間協議」かの選択を迫られてい ます。命令に従うのか、又は自身の良心に従い 自身の判断だけに基づいて行動するのか、とい う選択が、国家の課題の遂行にあたって、集団 で行動する場合にもあります。私たちは柔軟性 を望んでいるのでしょうか、あるいは、核保有 国にあると言われる軍備システムの特性範囲と 性質に関する確実性が欲しいのでしょうか。協 定の合意条件において可逆性と不可逆性のどち らを望んでいるのでしょうか。一定レベルまで 核兵器を放棄する決定を単独主義的に下したと しても、軍備拡大をしないという法的責任はな いのですから、明らかに再び拡大することもで きるわけです。問題は、私たちがそうした方針 の遂行を本当に望んでいるのかという点です。 もっともな主張をしてみましょう。そうです、 私たちはおそらく自国の利益のために軍縮を進 めるべきであり、核軍縮については米国とロシ アが二大核保有国なので、両国が保有する核兵 器の削減に取り組まねばならないということで

最後に申し上げたいのは、今置かれている状況と選択肢を考えるなら、1945年にさかのぼるという点です。私が見出した興味深い類似点に気づかれると思います。1945年、すべての人々

に大きな喪失感を味あわせた第二次世界大戦の結果、世界の半分は疲弊しました。広島ほどそれを明確に記憶している場所はありません。その当時、米国はある選択を行いました。米国は、経済的にも、軍事力でも、技術的にも、あらゆる側面において群を抜いていました。世界の覇権国としての地位を確立し、望むことを単独で推し進めることができました。すなわち、国連、関税と貿易に関する一般協定(GATT)、国際通貨基金、国際復興開発銀行、NATOなどの機関の創設に自国のエネルギーと資源を投入することができました。これが米国の選択でした。

米国は多国的機関を設立し、そこに参加し、 そうすることで自らの意思決定能力を制限する 道をあえて選択しました。他の国々と同じ規則 を守らねばなりませんでした。でもどうでしょ う、歴史を振り返ると、こうしたやり方がとて もうまく行ったことが分かります。それからの 数年間は、経済、金融、技術の面で非常に建設 的な時代でした。今日、私たちは同様な状況に 直面しています。冷戦は終わり、米国は再び特 別な立場にあります。市場経済において米国は 歴史上かつてないような発展を遂げ、経済、開 発、技術、軍事力の点で、きわめて独自の地位 にあります。米国は世界で唯一の極としての勢 いを持つと言われます。その勢いをどのように 生かせばいいのでしょうか。私の答えは、1945、 1946、1947年にそれを用いたのと同じように 利用する、いや利用しなければならないという ことです。大量破壊兵器及び通常兵器を制限す る体制における多国間組織、一国や二国の利益 ではなく人類の利益に寄与する安全保障協定に エネルギーを投入することです。それが私たち の進むべき道です。それこそが、将来、安心感 と誇りが持てるような安定した国際秩序の確立 を保証できる道なのです。ありがとうございま した。

パ ネ リ ス ト 報 告 2.「核問題への取組み - ロシアの展望」





国立モスクワ国際関係研究所 (MGIMO)卒業。モスクワ外交アカデミーで博士号取得。1992年あで旧ソ連及びロシア外務省に勤め、国部大使などを歴任。核・大豊保護不拡散問題の専門家として核不拡散条約(NPT)やABM条約の交渉にあたる。主な著書に、"verification of Arms Control verification of Arms Control upd of Disarmament"(『軍備管理・軍縮の検証』)など。

まず最初に、広島の皆さんにご挨拶申し上げ たいと思います。私は以前にもこちらの会場に 来て、世界中の人々によく知られた広島の皆さ んにお話しさせていただいたことがあります。

同じ分野で仕事をしてきた友人のシャインマンさんとともに、この機会に核兵器国による核廃絶への「明確な約束」というきわめて重要な問題について意見を述べたいと思います。私はもう政府の人間ではありませんので、核兵器に関する現状について個人的な見解を申し上げます。

ロシアは、軍備管理と核軍縮の現状と将来について非常に憂慮しています。米口間の戦略交渉が難航しており、米国は本土ミサイル防衛システム(NMD)の配備を計画しています。1990年代に締結された最も重要な二つの軍備管理条約、第2次戦略兵器削減条約(START)と包括的核実験禁止条約(CTBT)は発効に至っていません。ジュネーブ軍縮会議(CD)がうまく進んでいないため、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉は進んでいません。1990年代初頭には多くの成果があったのに、昨年の状況は好ましいものではありませんでした。そのような展開は、人類に重大な国際的安全保障上の問題をもたらしました。

そして残念なことに、この差し迫った問題を どう扱うかについて、誰もまだ速やかな解答を 示すことができません。5月1日の国立防衛大学

でのブッシュ大統領の講演から言葉を借りるな らば、世界は今、過剰な軍備を持ち敵対する二 大超大国の存在に基づいた冷戦体制から、何ら かの新しい構造又は枠組みへ移行している段階 です。米国の政治組織と国民の多くは、独自の 問題と責任を抱えた唯一の超大国としての新し い地位に慣れてはいないようです。そして、こ の適応にはかなり時間がかかるように思われま す。こうした事情から、シャインマンさんが今 後数ヶ月にどのようなことが起こるか確信を持 って予測することは容易でない、難しいと言わ れたことが私には理解できました。しかし、残 念ながら、非常に率直に言わせてもらうならば、 国際社会で影響力を持つ西欧や日本などの国々 は、冷戦中の核兵器や戦略問題における米国の 支配には慣れていたのですが、集団的安全保障 に基づいた新たな世界の戦略秩序の確立へ向け た、決定的な主導権や影響力を持っていません。 今なお大量の核兵器を保有するロシアも、少な くとも当面、新しい安全な世界秩序の形成にお いて同等の決定的な役割を担うことは不可能で

ですからこの状況で、米口二国間及びジュネープ軍縮会議での多国間の核軍縮・軍備管理交渉の中断はもうしばらく続くことになるでしょう。この中断が一時的なものであるよう望みますが、この間にどのようなことができるでしょうか。米口の戦略核兵器削減のための、協調的

な一方的措置が可能かどうかを検討すべきだと 思います。この可能性は既に、ブッシュ大統領 とロシアのプーチン大統領から示唆されていま す。プーチン大統領は、ロシアの戦略核兵器を 1,500発かそれ以下、おそらく1,000発まで削減 しようという意向を明らかにしました。より望 ましいのは、そうした措置を、何らかの信頼醸 成措置や一方的な透明性措置と組み合わせる方 法です。例えば通告や透明性などに関する非常 に幅広い取り決めを備えた第 1次戦略兵器削減 条約(START)など、既に発効している国際 条約がありますが、START に具体化され、発 効している 150の信頼醸成措置のほとんどは、 先ほどから論じられている一方的核兵器削減を 進めていく上で利用することができるでしょ

プーチン大統領は最近、ロシアを訪問したフランスのシラク大統領に対して、国連安保理常任理事国でもある核保有5ヵ国が戦略的安定に関する多国間協議を始めるよう提案しました。ロシア側は、国際的検証システムの下、これら5ヵ国全体が保有する戦略核弾頭を今後7年間で現在の14,000発から4,000発にすること、及びロシアと米国が1,500発以下に削減するための交渉を支持しています。

この提案は歓迎しますが、私としては今後、 交渉や協議等の話し合いの場に、核不拡散条約 (NPT)で認められた核兵器国だけでなく、事実 上の核兵器国であるインド、パキスタン、イス ラエルの3ヵ国、並びに日本やドイツなどの進 んだ原子力技術を持つ国々も参加させるよう訴 えたいと思います。私は現時点では、公式かつ 検証可能な何らかの条約をすぐに締結すること が現実的だとは思っていません。もちろんそれ は好ましいことではありますが、現段階では、 先ほど言いましたとおり、協調的な一方的核兵 器削減の方針に沿って解決策を見出す方が簡単 だろうと思います。私は、核軍縮の過程を国際 化することに大賛成です。

私たちが直面する深刻な課題の一つは、英国、 フランスの他、ロシア、日本も批准したCTBTの 発効だと考えています。米国、中国、インド、 パキスタン、イスラエルなどの国々はいまだに 批准していません。米国が核実験を再開し、核 実験停止のモラトリアムを放棄しようとしてい るとの不安な報道があります。最近では、米国 防総省がネバダの実験場の整備を早めるための 予算を計上するよう議会に求めましたが、幸運 なことにこの要請は下院歳出委員会により却下 されました。しかし、まちがいなく国防総省は すぐに、実験の準備を早めるために必要な予算 を2002会計年度に再提出するでしょう。もし核 実験が再開されればどうなるでしょう。米国は 大陸間弾道ミサイル (ICBM) のサイロや地下の 司令部など地下深くの標的を破壊できる、貫通 力の高い新しい核爆弾の実験を行うだろうと言 われたり、報道されたりしています。もしそう した実験が実施されれば、核爆発と核実験を行 う能力を持つすべての国々が守っている核実験 停止のモラトリアムは終わってしまいます。

さて、私はこのような話をしていますが悲観的な主張をしたいのではありません。 6月にスロベニアのリュブリャナで、そして 7月にイタリアのジェノバで良好な実務会談を持ったプーチン大統領とブッシュ大統領は、協議を迅速化することに合意しました。これはまだ交渉ではなく協議の段階です。また、ライス米大統領補佐官(国家安全保障問題担当)は最近モスクワを訪れ、攻撃用・防衛用兵器に関する迅速な協議の日程について合意しました。これらの交渉が成果をあげることを期待しましょう。私は疑念を持っていますがまだ希望もあります。どうもありがとうございました。

パネリスト報告 3.「世界の核の諸問題 -多国間軍備管理の将来」

タリク・ラウフ氏 米国モントレー国際問題研究所 核不拡散プロジェクトディレクター



ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)で国際関係学士号、ロンドン大学キングスカレッジで修士号(戦争研究)取得。イスラマパードのカーイデ・アザム大学及びトロント大学で国際関係学の講師を務める。カナダ国際安全保障センターにて核不拡散、軍備管理、安全保障政策に取り組む。2000年NPT再検討会議でカナダ政府代表団顧問を務める。主な著書に、"Inventory of International Nonproliferation Organizations and Regimes"(『国際核不拡散組織及びレジーム総覧』)など。

まず初めに、昨日のワークショップ、本日のシンポジウムに参加できたことについて、ご招待して下さった福井治弘博士と広島平和研究所にお礼を申し上げたいと思います。また、昔からよく存じ上げている黒沢満教授にも感謝し、日本を代表して核不拡散条約(NPT)と核軍縮を推進しておられるそのご努力に讃辞を贈りたいと思います。

私は3点申し上げますが、皆さんにはこの三つの問題を家に持ち帰り、安全な未来を迎えるために皆さんが政府を動かし、具体的行動を取らせるにはどうすればいいかを考えていただきたいのです。可能性について言うならば、冷戦が終結して、私たちは間違いなく核兵器を劇的に削減し、多国間の枠組みを強化することが可能です。

まず第1に申し上げたいのは、核兵器、生物・化学兵器の不拡散及び削減を推進するため全員が協力して創設した条約や制度など、50年間かけて築いてきた多国間の枠組みが、米国の新政権の行動により脅威にさらされているということです。米国は、これらの多国間の枠組みから受ける制約の外で行動する方法を見出そうと準備をしています。

第2は、米国の新政権が、ミサイル防衛システムの配備を通じて相互確証破壊(MAD)の影を除去したいという意向を同盟国に納得させようとしていることです。そしてこれら同盟国は、

それがどのような事態を招き、攻撃用核兵器に基づいた軍備から防衛的システムに基づいた軍備への移行がどのようになされるかについて必要な考察を行うことなく、米国の主張にだんだんと言いくるめられていることです。

そして第3は、米国の友好国と同盟国に対し、今こそワシントンを訪れ米国政府が行っている 政策再検討の議論に介入して影響を与える時で あると勧告することです。手遅れになる前に、 この議論の結果に影響を与えるよう努力するべ き時が来ています。

では、最初に述べた事柄をごく簡単に説明します。半世紀以上にわたって国際社会は多国間の枠組みの構築に努力してきました。この多国間の枠組みの合意の中で重要なものに、例えば、1968年のNPT、1996年の包括的核実験禁止条約(CTBT)、さらに宇宙空間での核兵器と大量破壊兵器の配備を禁止した1967年の宇宙条約などがあります。

これらの多国間条約を律する基本原則の一つに、規則に基づいた国際的安全保障体制の確立があります。この下では、全条約加盟国と未加盟の国々が、強大な国にもそうでない国にも等しく適用される規則と規範を順守しなければなりません。この枠組みは戦略的安定と予測可能性に貢献してきました。戦略的安定には、1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限(ABM)条約も貢献しています。この条約は、国内全土に及ぶミ

サイル防衛を禁止することにより、核兵器及び 大量破壊兵器を世界で最も大量に拡散させてい る米国とソ連の核兵器をまず制限し、次いで削 減を可能にする状況を作り出しました。

しかし、1月中旬の新政権の誕生でこれらすべ てが変わってしまいました。今週月曜日のニュ ーヨーク・タイムズ紙の中である解説者は、フ ランクリン・ルーズベルト大統領以後、民主・ 共和両党の歴代大統領が、米国の安全保障の大 部分は条約に明記された集団的取り決めに依拠 すると見なしていた、と述べています。核戦争 の危険性があることから、両党の歴代大統領は 軍備管理条約を締結してきたのです。ところが ブッシュ大統領と国防長官は、基本政策である 条約に基づく安全保障を好みません。そして、 離脱を検討しているのはABM条約だけではあり ません。ブッシュ政権の関係者は、米国が核実 験を再開する可能性があることも示唆しまし た。米国政府が条約を嫌っているのは、米国が 世界において望むことは何でも行う自由を持た ねばならないという態度の表れです。単独主義 と呼ぼうが何と呼ぼうが、それは、戦後世界の 前提である、英知ある交渉に基づく条約は安全 保障を向上させるという考え方からの急転回で す。

ですから、国際条約を排除してより現実的な外交政策を追求する単独主義の傾向は、今日見る限りでは、ブッシュ政権が伝統的な軍備管理政策・計画を積極的に進めそうにないことを表しています。ブッシュ大統領は「冷戦は終わった」と語る三人目の大統領です。彼の父がまず、冷戦が終わったと言い、クリントン大統領もそう言いました。そして今、ブッシュ大統領が同じことを言っています。なぜでしょうか。過去10年間、私たちがそのことを認識できなかったからでしょうか。それは、米国が安全保障上の利益を追求したい時は、いつでも単独で行動す

る選択肢を保持できる状況を作り出すことを正 当化するためです。したがって、米国政府の国 家安全保障の議論におけるこのテーマは、安全 保障の課題に取り組む上で、米国は相互依存の 形をとるべきか、それとも、より単独主義的な 手法をとるべきかということになります。

米国のある有力な共和党上院議員が昨年、「国家安全保障の問題については異なる手法が必要だ。すなわち、米国の国益を最大限にするためには、単独で行動できなければならない」と話していました。米国の単独主義者は個人や国内向けの政策だけでなく、国際政策が制約を受けることにも反対しています。

この最初のテーマと密接に関連する第2のテーマは、米国はもはや国際条約に束縛されるべきではないというものです。保守論者は、米国の優位は、軍備を管理する条約ではなく国力の強化により、これから数十年間持続することができると述べています。国際条約の束縛を受けず単独的な行動をとろうとする米国のこうした立場は、シャインマン博士が既に触れた国立公共政策研究所において主張されています。

ブッシュ政権はまた、伝統的な軍備管理条約とNPTが機能していないとも考えています。したがって米国は、単独で軍縮を行い、自らが適当と考える方法で拡散対抗措置を実施する権限の行使について選択肢を維持する必要があるという見解です。ブッシュ政権の主要閣僚はどうやら、NPT第6条の核軍縮の約束を実行するための、米国の軍事力と行動の自由へのさらなる制約を受け入れる措置を今以上とる必要はないと見ているようです。

昨年のNPT再検討会議において、核保有5カ国が、このシンポジウムのタイトルと同じ核廃絶 実現に向けた明確な約束を発表しました。この 約束はまた、戦略的安定の基礎として CTBTや ABM条約を支持し、第 3次戦略兵器削減条約 (START)について交渉し、核軍縮に向けた不可逆的な措置を採用しようというものでした。これらはいずれも、現時点では米国の政策に現れていません。それに私の知る限り、ブッシュ大統領は核兵器廃絶への明確な約束を果たすとは言っていませんし、前任者であるクリントン大統領が何度か発表した米国の声明が核兵器廃絶を公約したものだとも認めていません。

米国は今、自ら決定するレベルまで核軍備を 回復させるという選択肢を維持することに加 え、ミサイル防衛システムの配備も検討してい ます。この点について、米国はカナダ、ヨーロ ッパの数カ国、日本を含めて協議し、相互確証 破壊(MAD)に依存しない世界にしたいと、そ して米国のミサイル防衛は強力な攻撃力を有す る核兵器を備え、米国は平和を守ることができ ると述べました。

マクナマラ元国防長官が、やはりニューヨーク・タイムズ紙の先週の社説に寄稿しているのですが、興味深い内容です。「米国もロシアも戦略核兵器を廃絶に近づけることを公約してはいない。それには核抑止の放棄が必要になる。核抑止は単に命令したり、立法化したり、または排除できるものではない。大量の核兵器を保有し、潜在的な敵対関係にある二国間における一つの機能である。」

核抑止の維持が避けられないものだとすると、 最も良い形で維持するにはどうすればいいでしょうか。好むと好まざるとにかかわらず、核抑止の維持は、その枠組みを作った国際的合意を守ることを意味します。実際、核兵器がある限り核抑止もなくなりません。相互確証破壊に基づいた抑止をなくすには、核兵器を全廃するしかありません。これはブッシュ政権が準備しているものとは別のものです。

こうした状況ですから、国際的枠組みである 多国間の軍備管理・軍縮の条約を強化するため 米国内の議論に影響を及ぼす方法を見出すこと、NPTを実施し、2000年NPT再検討会議で合意した核軍縮へ向けた措置を実施することは米国だけでなく他の核兵器国の義務でもあることを納得させることが、米国の友好国と同盟国の責任です。さらに、米国がミサイル防衛システムを配備し、中国が対抗して核兵器を増強した場合、つまり中国が多弾頭ミサイルを配備すれば、おそらく北米、西欧、さらに日本においても安全が脅かされ、そしてロシアは再び老朽化した核兵器システムにしがみつきながら、同時に新型の多弾頭ミサイルシステムを建設するしかないと考えるようになることを米国政府に強調すべきです。

ですから私は、生き残る唯一の超大国が核兵器の開発、配備の制限について国際的に法的拘束力のある協定から自由になろうとする単独主義の危険性を強調し、また核軍縮への継続的な努力の推進を行う方法をマスコミなどを通じて見出すよう、友好的な同盟国の人々に強く求めたいと思います。現大統領の父であるブッシュ大統領は、最終的に6ヵ月半でなんとか第2次戦略兵器削減条約(START)の交渉をまとめました。その息子になぜ同じことができないのでしょうか。

15年もの間続けられてきた軍備管理交渉が終わったとする議論は、本当にばかげています。 友好国の首脳はなぜ何も言わないのでしょうか。それらの国の政府高官たちはなぜ米国高官の提案に反対する主張を表明できないのでしょうか。この点は皆さんに考えていただきたいと思います。

パネルディスカッション・質疑応答(第1部)

黒沢 若干報告の時間が延びましたが、すぐに質問に入っていきたいと思います。会場にマイクを2本用意しており、近くに持って行きます。ご質問のある方は、まず挙手をしていただければ、マイクを持った方が近くに行って、マイクをお渡しします。できれば、所属と名前をおっしゃっていただければと思います。そして質問は、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

それでは早速始めたいと思います。

来場者 今は無所属で、永井と言います。 1970年代~90年代の半ばぐらいまでは、若干 平和研究、平和教育にかかわったことがありま す。

お三人の提案の中で、三番目のラウフさんの 提言に私は非常に賛成です。核被害国の日本の 国民として日本の政府を動かして、大きな核軍 縮への流れに働きかけなければいけないという 立場は、充分承知しております。けれども、今 の日本の政府の動きに憤りを持っています。小 泉首相は「恐れず・ひるまず・とらわれず」と 言っておりますが、これを私は「国民の痛みを 恐れず、それから外国の批判にひるまず、過去 の歴史と慣習にとらわれず」というふうに解釈 します。

それと同じことが、アメリカのブッシュ大統領にも言えると思うのです。「日本をはじめと

する世界の核戦争被害者を恐れず、ヨーロッパ やロシアの批判にひるまず、それから過去の自 国も参加した国際条約にとらわれず」という政 策を推し進めようとしていると思います。

シャインマンさんはクリントン政権時のしかるべき重要な機関におられ、現在は民間に出ておられます。ブッシュ大統領の今やっている、自国が過去に、少なくともクリントン大統領等が承認した国際条約にとらわれずというやり方がどこから来ているのか。そして、アメリカの民主党や国内の世論から大きく批判されているように、京都議定書も抜ける、包括的核実験禁止条約(CTBT)も抜ける、弾道弾迎撃ミサイル制限(ABM)条約も抜けるという政策を翻すような力が、アメリカの国内で早急に出現するのか、しないのかについて質問したいと思います

それから二番目に、ティメルバエフさんに質問したいのは、かつてゴルバチョフ大統領は、ロシアのあるいはソビエトの核兵器を捨てる用意があると、しっかり発言されたと思います。広島に来られた時も、そういう話をされました。それで私どもは広島の市民として非常に期待を持っていたのですが、その後今のプーチンさんも、その前の大統領も「しかるべき条件の下では、ロシアは核兵器を捨てる用意がある」とは言わないわけです。ここに世界の、とりわけ核被害者からの期待に背く、あるいはアメリカの

ブッシュ大統領の誘いにも乗りかねない弱さを 持っているのではないか。そして世界の核軍拡 に、結果的に力を貸すことになりはしないか。

ティメルバエフさんは、政権から今離れたとおっしゃっていますが、開かれたロシアとして、ロシアの国民の多くは、核抑止にまだまだ大きな幻想を抱いているのでしょうか。どうすればその核抑止の幻想を取り除くことができるとお考えでしょうか。

シャインマン

ご質問、ありがとうございます。私は今の質 問の前提条件すべてには賛成できません。ブッ シュ大統領はなぜこれまで合意してきたことを すべて破棄しようとしているのでしょうか。前 政権のやり方とどう違うのでしょうか。クリン トン大統領は京都議定書では随分苦労していま したが、私は、この京都議定書に関してはクリ ントン政権とブッシュ政権との間に、断絶とい うより継続性があると思っています。複雑なの は、この条約が経済と産業構造に与える影響に 関連していて、おそらくブッシュ政権はクリン トン政権よりもその問題に対して敏感だという ことです。しかし、どちらの政権も京都議定書 にはある種の独自の立場で臨んでいました。京 都議定書には米国にとって容易に取扱えない難 しい項目があると考えたからです。 CTBTに関し ては、これに反対したのは上院でした。クリン トン大統領はCTBTを承認し、発効させたいと考 えていました。その後、先ほど言いましたよう に上院の構成は変わりました。上院外交委員会 と上院軍事委員会、この二つの重要な委員会は 現在、ブッシュ政権が推進しようとしている目 標のいくつかについて、その見識を相当に批判 し疑っている上院議員が握っています。上院委 員会の委員長という立場のおかげで、反ブッシ ュ派は開催する公聴会、招く人物、何回公聴会

を開くかを決定することができます。望めば、 公聴会で一般の人々の意見、専門家の意見を聞 き、政権に影響を与えることができます。両委 員会でまさにこういったことが見られるはずで す。

ブッシュ政権がCTBTを好まないことは疑いの 余地がありません。この条約が上院で再度審議 されるかどうか、ブッシュ政権に注目していて 下さい。上院の構成が大きく変われば、たぶん 2002年以降は事情が違ってくるでしょう。です から、あなたのご質問にできるだけ直接的に答 えるならば、政策を翻す力は現れると思います。 マスコミ、新聞の社説、NGOからの動きもある と思います。しかし非常に率直に言うと、米国 国民は目下の経済状況をかなり心配していて、 政府を批判し、何をすべきで何をすべきでない かと考えるエネルギーのほとんどが、現実には 外交政策よりも経済分野に向かっているので す。

(ティメルバエフ)

ご質問、ありがとうございます。事実、ゴルバチョフ氏は1986年にはソ連の共産党書記長で、ずっと後になってソ連の大統領となった人物ですが、1986年当時、すべての核兵器を2000年までの14年間で廃止するという、非常に遠大でやや情緒的な提案を行いました。私は内々でこれに関与していて提案書の草案作りに加わっていましたので、ゴルバチョフ氏の考え方はよく知っていました。

それは優れた、真摯な、しかし情緒的な訴えでした。後に彼は政界を去り、まずエリツィン氏、そしてプーチン氏と政権が交代し、二人とも第1次戦略兵器削減条約(START)第2次戦略兵器削減条約(START)など米国と数多くの条約を締結しました。これらは実際に米口の核軍備を急激に縮小させました。現在、米国は

約7,000発、ロシアは6,000発余りの戦略核兵器 を保有していますが、2001年末までに米口とも ちょうど6,000発にする予定です。しかし、私 たちはさらに兵器削減を進めます。最初の話の 中で、最近プーチン大統領がブッシュ大統領に 対して、まず1,500発に、そしてそれ以下に、 やがてはわずか1,000発にまで核兵器を削減し ようと何度も呼びかけたことを申し上げまし た。つまり、プーチン大統領やエリツィン前大 統領のやり方は全体としてゴルバチョフ元大統 領と同じでした。私たちは核兵器の全廃をめざ していますが単独では不可能です。ですから状 況を見なければなりません。今日の状況は例え ば5、6年前ほどよくありません。既に言いまし たが、国際情勢は悪化しています。ラウフさん とシャインマンさんがこの問題を取り上げられ ましたので私は繰り返しませんが、核兵器削減 を進めようというロシアの意図と決意は非常に 明確です。

(ラウフ)

私は意見が違います。現在状況が悪化してい るとは考えていません。私たちが非常に危険な 時代に生きている、現在は冷戦時代よりもなお 一層危険だという議論がワシントンでなされて います。大量破壊兵器の拡散が起こっていると 言うのです。しかし、インドとパキスタンを除 いて、どの国にもこの25年間大量破壊兵器の拡 散は見られません。これは前向きな展開です。 かつてはアルゼンチン、ブラジル、カザフスタ ン、ベラルーシ、ウクライナ、南アフリカなど が、核兵器を持っていたり、又は持とうとして いました。さらにここ10年、短距離弾道ミサイ ルを持つ国は増えていません。現在、米国本土 に到達する能力のある長距離ミサイルを保有す るのは中国とロシアだけです。化学兵器禁止条 約により化学兵器計画を持つ多くの国々は監視 され、検証手続の対象になっています。したがって米国、範囲を広げるならロシアや他の核兵器国が、現在の世界が危険度を増していて、その不安から核兵器にしがみつかざるを得ないと主張するのは難しいと思います。

来場者 姫路独協大学の木村と申します。 これまで築き上げられてきたルールと規範をア メリカが単独主義で破ろうとしていることに対 して、その他の国、特に同盟国が強くこれに抵 抗すべきだというラウフさんのご意見には全面 的に賛成です。

そこで質問したいのは、シャインマンさんに対してです。アメリカの上院では軍事委員長と外交委員長が共和党から民主党に変わって、議会の中の動きも多少変わってきたというお話ですが、振り返ってみますと1990年代の後半、アメリカでは核に依存しない安全保障を目指す動きがあったと思うのです。例えばスティムソン報告書もそうです。

ところが、急にそういうものが消えてしまって、また核抑止力を重視すべきだという新しい政策に、アメリカ国内でなぜ強い反論が出てこないのか。議会の中でブッシュのやり方に対する批判が強まってきたというのですが、もっとアメリカの国内で、世論として反対の動きがなぜ出てこないのか。それをどうお考えになるのかということが一つです。

二番目はミサイル防衛の問題なのですが、私は今ブッシュがやろうとしているミサイル防衛も、これはいずれ壮大な無駄に終わるだろうと思うのです。1960年代のABM条約は、たしか中国のミサイルの脅威に対する防衛ということだったわけですが、結局無駄であった。それから1983年に、レーガンが戦略防衛構想(SDI)を掲げてものすごいお金を使ったけれども、これ

も無駄であった。先程ラウフさんが言われたように、アメリカは今、例えば北朝鮮の脅威、ミサイルの脅威とか、その他の大量破壊兵器の脅威に備えるということで、米本土ミサイル防衛(NMD)をやろうとしています。現実的には、そういう脅威はないわけで、壮大な無駄に終わるだろうと私は思っているのです。

ただ一つ伺いたいのは、かつてアイゼンハワーが警告したように、それによって利益を得る大きな既得利益集団がアメリカにいるのではないか。つまりもっと具体的に言うと、軍産複合体の動きが、このミサイル防衛を推進する一つの大きなものとして存在するのではないかと思うのです。それについてどうお考えになるのか。二点についてお伺いしたいと思います。

(シャインマン)

質問に対してよい答えができるよう努力して みます。あなたはまず一般の人々の反応につい て質問されました。ブッシュ大統領の政策につ いて世論として反対の動きが出てきていないと あなたはおっしゃいますが、私の考えは違いま す。単独主義や、長い間維持されてきた条約か ら脱退する可能性があることについて、一般の 人々は多大な懸念を表していると私は思いま す。反対行動とは、米国の人々が通りに出てバ リケードを築く、というようなことでしょうか。 それはあり得ません。そうしたやり方は、米国 の人種暴動などのいくつかの事例を除けば正常 な方法とは言えません。軍縮に関してはそこま で感情が高まってはいないですし、生活に影響 しているわけでもありません。しかし多くの批 判があるのも確かです。あなたはスティムソン センターと米国科学アカデミーのことを言われ ましたが、それらと同様のレポート、つまりブ ッシュ大統領のミサイル防衛問題に関する動き を批判する論調のレポートが最近発表されまし

た。カーネギー国際平和財団という国際情勢研 究で高名な研究所が発表したもので、ミサイル 防衛の問題を調査するいくつかの研究に参加し ています。おそらく、ミサイル防衛を推進すべ きか、すべきでないかという観点から非難する ためではなく、ミサイル防衛の様々な要素や側 面を検討するのが目的でしょう。関心はかなり 高いです。同盟国からも反応がありました。ド イツのシュレーダー首相は確かに、ミサイル防 衛問題に関するブッシュ政権の政策をきわめて 率直に批判しています。他のいくつかの同盟国 も同様でした。なので、反応がないと言うこと が正しいのかどうか私にはわからないのです が。また、ほかにも直面している問題が多いた めに今ここで問題にしているミサイル防衛は、 議会で承認されないかもしれません。非常に重 要なのは、上院と下院での再審議の結果です。 議会が予算を配分しなければ、ミサイル防衛に 関する文書がぴかぴかの表紙でどんなに立派に 見えたとしても意味はありません。ともかく財 源が得られなければ先には進めないわけですか ら。つまりこれからの問題は、その強硬で確固 とした提案が上程され、それを再検討した結果、 支持され、予算を配分するよう議会が求められ たときにどうなるかということです。私は、そ の時政権が最大の試練を迎えると推測していま す。このような経過のどこかでストップがかか るかもしれないし、そうなればこの計画は終わ りです。引き止める力は、なにも一般大衆だけ に限らず、米国にはある程度存在しているはず です。皆さんが言われるように、ミサイル防衛 はどう扱っても無駄な計画です。しかし私は、 最後には、量的に制限されるにせよミサイル防 衛にたどり着くのではないかとにらんでいま す。ずっと少ない投資で可能な付加的措置かも しれませんが、それでもABM条約を犠牲にして まで設置するものではありません。この第3の 点は、アイゼンハワー時代の話であなたが言われたように、軍産複合体と関係があると私は見ています。確かに利益を得る団体が存在します。ですが、決定を下す際の主役と見てよいかどうかはわかりません。関連業界とのたくさんの契約が見込めるためでしょう、彼らはそろって利益を享受しているようですが、業種によっては近年打撃を受けていると思います。確かに既得権益が存在し、議会のロビー団体になり得ます。これも真実です。これが現時点での私の推測です。

来場者 新聞社に勤めています吉田です。 まず一点目を、ラウフさんとティメルバエフさ んにお伺いしたいのです。

ラウフさんが宇宙条約の重要性をご指摘になったところですが、今のところブッシュ政権の計画は、はっきりとは言っていませんが、宇宙へのミサイル防衛の配備の方向に進む可能性はあると思います。その場合、その可能性がどのぐらいあるのか、あるいはいつ頃そういった時期が来るのか、ラウフさんの見解を一つ伺いたい。また、そうなった場合に、ロシアはどう対応すると考えられるかを、ティメルバエフさんにお答えいただきたいと思います。

もう一点は、シャインマンさんとラウフさんにお願いします。ブッシュ政権はロシアが反対してもABM条約を破棄してミサイル防衛を進める構えでいると思うのです。仮にそれを同盟国が賛成しなかった場合、これをやめることはあり得るのでしょうか。やめることがないのならば、そういう場合に同盟国との関係をどういうふうにマネージできると考えているのでしょうか。

例えば私はアメリカ人にこういう話を聞いた のですが、昔クリントン時代に、アメリカは戦 域ミサイル防衛(TMD)を日本が賛成しようが 反対しようが配備しますと。ですから、沖縄の基地はある程度は守りますが、その代わり日本がTMDを配備しないのならば、九州その他の地域は守りませんと。この話が現実になってくると、同盟関係そのものにも影響してくるのではないかと思いますが、どういうふうにお考えになりますか。

(ラウフ)

今年初め、国防長官就任前のラムズフェルド 氏がある論文を発表しました。「米国安全保障 における宇宙の管理と組織を評価する任務」と いう論文です。この中でラムズフェルド氏は、 米国がいつか近いうちに「パールハーバー宇宙 版」を経験することになるかもしれないと警告 しています。それは地球を回る米国の衛星に対 する壊滅的な攻撃のことです。宇宙での戦争は 事実上確実であり、米国の無防備な状況を改善 するには、米国に敵対する宇宙利用を無効にす る能力を含む、いわゆる「優越した宇宙戦力」 を開発しなければならないと、彼は警告してい ます。それには、宇宙における突出した軍事力 が必要になります。言い換えれば、宇宙の対衛 星兵器及びその他の兵器を開発、試験、配備す ることです。これは重要な問題で、ジュネーブ 軍縮会議で既に議論されています。いろいろな 問題につながりがありますし、ジョンソンさん が取上げるかもしれませんので私は詳しく述べ ませんが、多くの国々は宇宙空間での軍備競争 防止に関する協定締結に関心を持っています。 今はまだ宇宙に兵器を配備していません。した がって、私たちは過去の経験から学ばねばなら ず、宇宙で軍備競争が繰り広げられるのを待っ ていないで、実戦配備されないうちに兵器のな い宇宙を維持するよう努力し、軍備競争を終わ りにする道を見つけなければなりません。

宇宙の軍事利用と宇宙における兵器の実戦配

備の区別をつけた時、簡単に言うと、宇宙はす でに軍事目的、すなわち検証などを目的とする 偵察衛星に利用されているということです。そ れは潜在的に害はないと正当化できるかもしれ ません。有害なのは宇宙への兵器の実戦配備で あり、ある意味においては大気圏又は宇宙空間 の対象物を目標とする他の装置の設置でしょ う。きわめて具体的に、米国が何らかのミサイ ル防衛システムを配備するのはいつかという質 問がありました。米国政府高官は2004年までに 数部隊でも配備したいと語っています。ラムズ フェルド長官は、完全でなくても配備すると述 べました。彼の言うには、一旦配備すれば作業 が続けられシステムが完全になるというので す。おそらく、このシステムはアラスカに配備 されると見ていいでしょう。しかしやはり、今 のところ、時間のかかる複雑な問題です。

(ティメルバエフ)

ラウフさんが状況を非常によく説明して下さ いましたので、あまり付け加えることはありま せん。実際米国防総省には、宇宙空間に兵器を 配備する計画、もしくはNMDの配備に宇宙を利 用しようという計画があります。数年の内に少 なくとも数部隊を配備しようという予備計画も あります。ロシアは長年宇宙を利用してきまし た。最初は1957年のスプートニク打ち上げです。 ですからロシアには、米国かどこかの国が宇宙 からロシアを攻撃しようとしてもそれを阻止で きる非常に進んだ宇宙技術があります。米国が 宇宙配備のNMD路線を進めるならば、ロシアに はさまざまな対応措置があります。最新の戦略 ミサイルで対応するかもしれませんし、プーチ ン大統領と彼の顧問が検討してきた非対照的対 応も数多くあります。そうなれば軍備競争の再 開です。こうしたことが起こらないよう希望し たいのですが、事態に直面すればロシアは対応 せざるを得ません。

(シャインマン)

ごく手短に申し上げます。私は、米国大統領 が政策遂行と条約破棄において、同盟国から議 会、上院と下院の有力議員に至るすべての人々 に頑固に抵抗することはしないと見ています。 私たちは、単に壁を突き破る戦車のようにまっ すぐ進むばかりではなく、さまざまな問題をと りまとめる努力をしながら議論を重ねてきたと 思います。私の予想では、大統領がABM条約を 放棄する方向に進み、頼りとする同盟国からす さまじい反発と反響を受けるとしたら、ロシア がどう反応するかということは別として、議会 からも反発を受けることになるでしょう。先ほ ど言いましたとおり、ABM条約破棄そのものは 財源を必要としませんが、そのあと方針変更し て地上にミサイルか何か配備するには財源が必 要になり、議会は予算を手当てしなければなり ません。しかし、それは止めることが可能です。 そうなれば条約を破棄した大統領は、まるで、 銀行に行ったのに誰かが口座を空にしてお金を 引出すことができない、何もできない愚か者の ように見えるかもしれません。ですから私は、 ホワイトハウスは十分に現実的な考え方をして おり、はったりをかませれば周囲の方が譲歩し てくれ、戦車を壁に突っ込ませなくても目的は 達成できると考えていると思います。そして、 もしそれがうまくいかなければどう取り組めば いいか再検討を始めるでしょう。実際、ABM条 約の拘束から逃れる方向で、しかも条約に違反 することなく、現行の条約の下でできることは たくさんあります。

もし私が大統領の顧問なら、この件で最善の 方法は条約の範囲内で取り得る措置に着手する ことだろうと思います。もし研究と開発を行う ならば、ミサイル防衛のあらゆる基本戦略すべ てに関連する研究と開発を行えばいいのです。 配備はできなくても若干の研究や開発が可能な らば、やればいいのです。でもABM条約を破棄 しようとしてはいけません。宇宙に「泥を塗る」 ことを望んではいないはずですから。

ラウフさんが先ほど示唆したように、現在の 国際社会ではすべてがとてもうまく行っていま す。核拡散は申し分なく管理されていて、問題 点が誇張されすぎています。制度の欠陥につい てもずいぶん誇張されていますが、別なやり方 をどんどん進めても問題ないと言ってよいので しょうか。現在の制度は優れたもので、非難す るだけに終始していてはいけないと思います。 実際に技術移転の問題があること、生物兵器の 分野、特にミサイル技術で表面化する問題につ いて証明する際に、その別のやり方には何の裏 付けもありませんし、可能な限り適切な管理が なされているという状況にはありません。

黒沢 何人質問があるか数えて、順番に当てていきたいと思います。今ちょうど5人ですので、順番に質問だけ先にしていただきます。 それで答えをまとめてする形にします。

来場者 立命館大学の津村と申します。脅威に対しての予防措置と防衛措置があって、ミサイル防衛とはその防衛措置だと思うのです。ラムズフェルド調査会報告書や、その後の国家情報見積などによって、確かに脅威という存在はあるのですが、それに対して、その予防措置ではなく防衛措置を追及することが果たしてアメリカの脅威を軽減することになるのか、僕は疑問に思っております。

そこで皆さんに質問したいのは、アメリカの 予防措置は充分であるかということです。 さら になぜ防衛措置の方が優先されるのかと思いま すと、先程おっしゃられたように、軍産複合体 などの存在があると思います。国内でもウェルチ・レポートなどにおいて、「性急な失敗」が示されているにもかかわらず、そのような政策が進められるということは、やはり何かしらそのような国内の圧力がかかっているのではないか。これについて、ラウフさんとティメルバエフさんに答えていただきたい。

最後に一つ、国連総会第一委員会において、このABM条約の維持と遵守という議題が話し合われているわけですが、決議の結果などを見ると、ほとんどアメリカの同盟国ともいえる国々が棄権しております。その棄権の数は、かなり多数です。はっきり言って、国連総会は何も機能していないように思います。国連総会という場で、世論形成以外にどのようなことが可能だと皆さんはお考えですか。

来場者 広島弁護士会所属で、日本反核法律家協会所属の井上です。ミサイル防衛とABM 条約の問題について、ティメルバエフさんとラウフさんに質問があります。

このミサイル防衛の問題は、核軍縮と核不拡 散の流れを大きく逆転させる恐れがあると思っ ておりますし、宇宙軍拡、さらには宇宙を通じ て、アメリカが軍事的に支配をすることになっ てくると私は考えています。そこでティメルバ エフさんに対する質問ですが、ロシアはご承知 のように、NMDに対しては非常に強行に反対を してきていましたし、中国とつい先ごろ条約を 結び、NMDに対する反対の手を結んだはずです。 ところが最近になって首脳会談において、プー チンが非常に手放しで礼賛するような合意が成 立してしまった。すなわち戦略核を1500発ない し1000発まで大幅に削減するというアメリカと の包括的な協議の枠組みと引き換えに、ABM条 約の修正問題もその中にぶち込んでしまった。 ロシアはいったいどこへ、どういうふうに進も

うとしているのでしょうか。

それとラウフさんについてはカナダの方ですので、分かればということでお答えいただければいいのですが、ヨーロッパ同盟国の問題です。ヨーロッパ同盟国の中で、とりわけドイツとフランスが、NMD問題に対して非常に強く反対をしているはずです。しかし、ヨーロッパ同盟国はいずれもTMDについては積極的に推進の立場です。もちろん、アメリカの考えているTMD概念とは少し違いますが、積極的に推進の立場です。

ブッシュ政権になって、TMDとNMDを合体させるような、いわゆるミサイル防衛構想(MD)が打ち上げられた。このことによって、ヨーロッパ同盟国の今までのような、アメリカのNMDに対する反対が次第にトーンとしては弱くなって、今反対しているヨーロッパ同盟国も、最終的にはアメリカのミサイル防衛網に取り込まれてくる恐れはないのでしょうか。

来場者 私は若い時に被爆者の会のお世話をした者です。私自身も被爆者です。私の親しい友人も最近、白血病で亡くなりました。55年たって、いまだに原爆の被害が延々と続いています。そういう立場で、私は若い頃にお世話した被爆者の方々の心情を代弁したいと思います。

一昨年の秋に、NGOのアンジー・ゼルターさんという方がビキニ・デーにおいでになった際の記事が、朝日新聞に出ておりました。私たち被爆者の感情に最も近い気持ちを話しておられますので、その辺をご紹介したいと思います。

「核兵器の違法性を宣言した国際司法裁判所 (ICJ)の勧告的意見は、大きな援軍であった。 広島・長崎は、国際法廷に出されるべき戦争犯 罪である。被爆国であり、戦争放棄の誇るべき 憲法を持つ日本の市民は、ICJの判断を定着させ る義務があるはずである。行動しなければ、事態は変わらない。」こういう戦争犯罪に対する意見、NGOの方の発言が一番、私どもの気持ちにぴったりしています。

今まで国際政治の立場からのご意見がいろいるありました。これに対して法的な、また人間としてのあるべき姿から、議論されることが必要ではないかと思うのです。人類史上最も残虐な行為である原子爆弾の投下という行為が国際法廷で裁かれないことは、人類の未来に対して非常に暗いことになるのではないか。そこで、国際司法裁判所の核兵器の違法性について、それから原爆投下の戦争犯罪が、どうあるべきかについてお尋ねしたいと思います。

(来場者) 「ストラテジーズ・フォア・ピース広島」という広島の市民団体の吉本英章と申します。

米口がそれぞれ1万発を超える戦略核弾頭を 配置して、お互いに対峙している全面核戦争の 危険が現実にあった。それがいわゆる冷戦時代 の特徴であったのではないかと私は理解してい ます。その中でABM条約は、相手側の弾道ミサ イルを打ち落とす防御兵器を極端に制限してお 互いにほとんど持たないことにしよう、相手側 から戦略核弾頭を搭載した弾道ミサイルで攻撃 された場合には、自国が大変な被害を受けるけ れども、相手側にも防御兵器がほとんどないか ら、今度は自分たちの報復攻撃によって相手側 を壊滅させることができる。こういう恐怖の状 態にお互いを置いておこうではないか。それに よって核抑止力を働かせようとしたわけです。 冷戦の終結後いつまでもそういう考え方や体制 が残っていること自体が常識的におかしい。攻 撃から防御の方へ、新しい枠組みを作らなけれ ばならない。それを話し合いによって行ってい こうという立場は、基本的には正しいのではな いかと考えます。

したがって、ミサイル防衛についても、これを配備することによって、攻撃用の兵器はアメリカにとっても必要でなくなるはずです。一度には無理かもしれませんが、理論的にはそうですから、アメリカも一方的に削減し、ロシアにも同じ措置を呼びかける。そして最終的には、すべての核兵器国による国際交渉が可能になるような条件を作り出す。市民としても積極的にそういう方向に持っていくべきであると考えますが、そのようにお考えになっている人は、このパネリストの中にいらっしゃるのでしょうか。

黒沢 攻撃兵器から防御兵器へ移るべきだという一般的な考え方は、非常に広く支持されているわけですが、それをミサイル防衛との関係でどのようにやっていくのがいいか。非常に重要な問題なので、パネリストに一言ずつ、それについてもお答えいただければと思います。

来場者 私は世界中で今一番危険なのは、 アメリカだと思います。北朝鮮にしろインド、 パキスタンにしろ、アメリカのような危険な体 質は持っていません。

第1次大戦、第2次大戦を通して、風船玉一つ破裂していない本土を持っているのはアメリカだけです。日本、ドイツ、ロシア、フランスのように焼け野原になった国とは違います。したがって、アメリカの軍需産業は戦後膨大に伸びています。ところが、兵器や弾薬はどこかの国や地域で、戦争によって大量消費しなければストックがどんどん増えるわけです。だから皆さんお考えのとおり、朝鮮半島あるいはベトナムあたりで理由のない戦争を始めているではありませんか。

そういう兵器産業を抱えている危険なブッシ

ュ政権が、最近、CTBTに賛成しないとか、京都 議定書にも賛成しないと言って国際的に孤立す る、あるいは国際的に信頼を失うようなことを 続けてやっている。そういうアメリカの傘の下 に日本がいつまでもいて核廃絶を唱えても、よ その国は相手にしません。この一番近い同盟国 の日本は、もうぼつぼつアメリカと仲よくする のはやめた方がいいのではないだろうか、遠慮 させてもらった方がいいのではないかという声 が、国民の中にあるということをご承知願いた いのです。そういう声に対して、アメリカの方 はどういうふうにお考えでしょうか。

シャインマン

私の知らないことまであらゆることをよく把 握しておられて、脱帽です。攻撃と防衛に関す る最初の質問ですが、ある国が抑止力によって 思いとどまろうとしない場合、防衛能力で果た してその国が思いとどまろうとするでしょう か。私には適当な答えがありません。他者の行 為を抑止力によって阻止することができなけれ ばミサイル防衛を設置するという考え方では、 本当に状況を変えることにはならないでしょ う。ミサイル防衛は抑止力に新たな側面を付加 するとの議論がなされており、私はそれが付加 的要因だと言える根拠はあると思います。どこ かの国の政治的指導者が大きなリスクを承知で 米国に対して大量破壊兵器を使うというなら、 報復が圧倒的、壊滅的なものになり得る危険性 を覚悟する必要があるでしょう。これは湾岸戦 争の折、米軍又はサウジアラビアかどこかの連 合軍に対してイラクが生物兵器を装備したミサ イルを使用しているという疑惑に基づき、ベー カー国務長官がイラクのアジス副首相に言った と伝えられた言葉です。ミサイル防衛では何も 変わらないと思います。もし私の理解が正しけ れば、あなたの質問の前提(軍産複合体などの 国内圧力が存在するとの見方)に私も同意見です。

二つめの質問ですが、国連総会の役割とは、 国際社会の声を聞くということです。国際社会 全体の理解のために決議案などが記録される場 です。

ICJの勧告的意見は法的拘束力のあるものではなく、文字通り勧告的な意見です。ICJの述べた意見が強い道義的な側面を持たないとか、実際のところ道義的観点からその意見を真剣に受取るべきかどうかということを言っているのではありません。厳密な法律上の専門的観点から言えば、勧告的意見に拘束力はありません。ICJは裁判を行う側であり、ICJの管轄権の下に裁かれる紛争の当事者ではありません。しかし、当時国の権利に影響を与えるような、道徳的にも法律的にも難しい訴訟が持ち込まれたとしても、ICJは厳密に与えられた任務に従って処理すべきです。

黒沢 最後の質問は米日同盟です。質問された方は、この2国間の関係についてさらに議論することを求めておられますが。

シャインマン

日本が米国との関係を断つべきだとは思いません。日本には、この同盟関係にいた方が同盟関係を離れた状況よりも、米国に影響を与える機会がずっと多いでしょう。日本にとって重要な問題に関して米国政府のとる政策に影響を及ぼすよう、懸命に努力するべきだと思います。米国との同盟関係について日本の人々がもはや受け入れがたいと結論を出していないのであれば、関係を維持した状況で行うべきだと申し上げたいです。

(ティメルバエフ)

非常にレベルの高い、鋭い質問について心よりの敬服と感謝を表したいと思います。先ほど言いましたとおり、私が広島の方々とお話しするのは今回が初めてではありませんが、皆さんの問題に対する考察と知識の深さにはとても感銘を受けています。

一部の方から出た質問について私の考える限 り、最も重要なことは、ロシアと中国が ABM条 約の撤廃に反対し、この条約を支持する国連決 議に従っていることです。その決議の後、プー チン大統領がブッシュ大統領と話し合うこと、 双方で交渉チームを結成すること、条約の修正、 適合又は変更を協議することに合意したのはな ぜでしょうか。ロシアは条約撤廃を覚悟してい るということでしょうか。いいえ、ロシアはこ の条約の継続を望んでおり、だからこそ、米国 が反対票を投じ日本を含む同盟国が棄権したこ の決議を、ロシア、中国及びその他の国々が支 持したのです。では、なぜ米国と交渉を続けて いるのでしょうか。理由は、ブッシュ政権の態 度をやわらげるような影響を与えていたいから です。日本を含む米国の同盟国がこの問題では 積極的でないので、条約を離脱しないよう説得 するため語りかけたいのです。ロシアが責任を 持ってこの条約を効果あるものとし、その機能 を最大限に活かそうとしても、米国が一方的に 放棄すれば条約は死んでしまうでしょう。それ はもちろん大変な損失です。しかしプーチン大 統領とその交渉チームは条約を維持するため、 少なくとも無意味にしないためにベストを尽く すでしょう。この条約には、おそらく他の条約 と同様に変更、修正の規定があります。もし米 国が修正を提案し、ロシアがそれを容認できる と考えれば、条約を修正することに問題はあり ません。その条約に反対するということでは決 してありません。ロシアはこの条約を強く支持

しています。

さて、総合的なミサイル防衛を設置すれば攻撃用兵器が必要なくなるという興味深い主張がありました。逆に考えると、攻撃に対する最善の対応は攻撃用兵器の放棄です。核兵器を削減し、ゼロにすることです。これは、この会場で話し合ってきたすべての問題への最高の解答であり、私はロシアが提案していることを実行するのが重要だと考えています。核兵器を1,500発に減らし、次いで1,000発に、さらにはそれ以下に削減するという提案です。そしてこのプロセスに米国だけでなく、既に核兵器、核爆発を起こす装置を持つ、若しくはそれだけの能力を持つ国々も参加させることが大切です。

(ラウフ)

私は三つの質問について申し上げます。まず ラムズフェルド国防長官の論文について、なぜ 彼が防衛措置だけを論じて、予防措置に触れて いないかという質問です。ご存知のとおり、 1987年に7カ国が合意したミサイル関連技術輸 出規制 (MTCR) というものがあり、現在の参加 国は確か32カ国です。これは供給側の制度で、 これにより供給国は、射程距離が 300kmで搭載 能力が500kgの弾道ミサイルないし巡航ミサイ ルに関連する部品若しくは技術を移転しないこ とに合意しました。500kgは核拡散を図る者が 製造できるかもしれない核爆弾としては最軽量 であること、300kmは軍事上重要な距離だとい うことが議論されました。にもかかわらず、い ずれのミサイルも自国で開発するという事態が 生じています。しかし、こうしたことが起こっ た特別の事情があります。関連技術及び長距離 弾道ミサイルなどの保有国に対する制約につい て話し合うよう十分努力しなかったことについ て、MTCR参加国にも相当責任があると私は考え ています。先日、米国がミサイル防衛システム の実験の一環で大陸間弾道ミサイル(ICBM)を 発射しましたが、この件でどの国からも抗議は ありませんでした。行動規範の議論については、 マッキンバーさんが講演で話されるかもしれま せんので私は詳しく申し上げませんが。

ところが、北朝鮮のミサイル計画を年間 10億 ドルで買い取るという提案がなされた時のことです。突然、ある国が北朝鮮の方針に気づきました。北朝鮮の核開発計画は60億ドルで買い取られることになり、黒鉛減速炉を閉鎖し軽水炉に切換えるという合意の枠組みが成立しました。北朝鮮は過去の核疑惑について国際原子力機関(IAEA)を納得させるでしょうし、こうしたやり方は続くでしょう。短期的には、北朝鮮に対処する最善の方法は10億ドルを4年にわたって提供するという時限規定で、彼らのミサイル製造能力を買い取ることだと私は思います。4年後には北朝鮮のミサイル計画は解体されていることになりますから、北朝鮮が衛星に興味を示すならば中国、ロシア、米国が衛星を提供します。

最も重要な質問は攻撃から防御への移行です。 ご存知のように、ジェノバサミットでは、プー チン大統領とブッシュ大統領が両方のシステム について話し合うことに合意しました。これは、 ロシアが1997年のヘルシンキ・サミット以来取 り組んできたものです。しかし、攻撃から防御 への移行を管理する際の問題は、攻撃用軍事シ ステムを縮小すること、そして、再び急速に攻 撃用の爆弾を配備する可能性や、解体後及び機 能停止後の軍事力復活の可能性を確実になくす ことです。ですから、攻撃から防御への移行を 管理する唯一の賢明な方法は、責任をともなう 透明性の高い方法を共同で行うことです。つま り、双方が戦略的攻撃兵器をそれぞれ、透明性 を高め責任を持って削減すれば、防御に移行す るためにどれだけ削減したか、何をどんな計画 で進めているか、双方の動きがわかることにな ります。現在ミサイル防衛に関してフランスとドイツが懸念を表明しているのは間違いありませんが、それは見当違いです。懸念を持って当然なのは英国です。ブースト段階迎撃の防衛システムを配備するならば、英国はフィリングデール・ムーア基地に、デンマークはチューレジーンをは北米防空軍(NORAD)施設に、またオーストラリアの通信施設や日本にもレーダーを設置することになるからです。これらずったもの当なを生んな条件ならミサイル防衛システムを自国の安全保障に加えることを考えてもよいか表明することが重要です。

〔 ジョンソン 〕

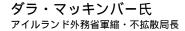
西欧とアンジー・ゼルター氏についての質問 がありましたので、お答えしたいと思います。 ラウフさんがすでに市民社会についてかなりお 話されましたし、回答もなさっていました。彼 が言われたとおり、欧州ではミサイル防衛につ いて意見が分かれていて、二つの国、すなわち、 チューレ基地のあるデンマークとフィリングデ ール基地のある英国は、米国のミサイル防衛シ ステムに参加することを求められています。欧 州の意見の対立について今最も懸念しているの は英国でしょう。世論調査でも繰り返し、フィ リングデール基地のレーダーが米国のミサイル 防衛のために供給されれば英国は攻撃にさらさ れる可能性が高くなると、国民が非常に心配し ているということが明らかになっています。私 たちは臆病な市民ではありますが、フィリング デール基地では、きわめて効果的かつ重要な非 暴力行動が、とりわけ女性たちの力で、またご く最近はグリーンピースによって、何度も行わ れてきました。こういった動きは本当に高まっ ているのです。昨年まで副大臣を務めていた有

力議員は、英国がミサイル防衛で米国に譲歩すれば「グリーナムコモンの再現」になると警鐘を鳴らしていました。懸命な活動の結果ついに「グリーナムコモン」から巡航ミサイル配備を撤去させることに参加した者として私は、市民社会の活動が今や政府にとって大きな影響力を持っている現状を知って嬉しく思いました。また、与党労働党の下院議員が「早期動議」と呼ばれる動議を下院に提出し、現在 260名以上の議員が署名しているということも申し上げたいと思います。残念ながら閣僚は署名していませんが、与党労働党の大半と他の下院議員の相当数が署名したことになります。これはとても、とても重要です。なぜならミサイル防衛に反対する動議だからです。

さて、「被爆者」とアンジー・ゼルター氏につ いての質問がありました。アンジーは私の親友 であり、20年近いつきあいです。私たちは共に 行動してきました。実際、ICJの意見に関して言 いたいことは、私は戦争は人類に対する罪だと 考えるということです。私はアンジーの裁判や、 トライデント・プラウシェアズの人々の裁判に 証拠を提出し、私自身も証人となりました。ま た、NATOが核兵器の先制使用に潜在的に依存 していることから、先制使用の可能性が永続的 な脅威をもたらす点を含め、英国の核兵器に関 する方針と政策に鑑みて証言しました。トライ デントミサイルシステムの配備も核兵器を使用 する脅威と変わらないというのが、私の考え方 です。ICJが出すのはあくまでも勧告的な意見で すが、この勧告的意見が実際に法の体系に組み 入れられ、そのいくつかは、2000年のNPT会議 の合意によって本当に力を得ました。今後もま すます、核兵器のどんな使用も人類への犯罪だ と考えられるようになると思います。

第2部「核への挑戦者たちと日本」

パネリスト報告
4.「核軍縮の進展に非核国が果たす役割」





ダブリン大学で政治学博士号取得。 在モスクワ大使館一等書記官、ウィーンの国際原子力機関(IAEA)代表、ハーグの化学兵器禁止機関(OPCW)代表などを歴任。外交官として、安全保障、軍縮、核不拡閉題に取り組み、2000年のNPT再検討会議では新アジェンダ連合の一員として精力的に交渉に当たった。

まず最初に、福井所長や黒沢教授を始め、このシンポジウムにご招待して下さった主催者の方々にお礼を申し上げたいと思います。この度、新アジェンダ連合(NAC)の提唱者・コーディネーターとして広島に訪れることができたことを光栄に思います。広島の経験は、核兵器のない世界の実現に向けて、私自身やアイルランド政府が長年取り組んできた研究活動の原動力となっています。

核軍縮という挑戦は、広島と長崎で原爆が使用されて以来ずっと核兵器国と非核国との間に横たわる問題です。この兵器は科学の力を証明しましたが、人間が軍事力をふるう権利の限界も示唆したということを世の人々はまもなく理解しました。核兵器の開発を規制し後戻りさせる必要性は既に、1946年1月の最初の国連決議に反映されました。国家の軍備から原爆を排除する提案を審議するための委員会の設置が全会一致で採択されました。

第二次世界大戦後の対立は1964年までに五つの核兵器国を出現させましたが、1945年以降、核兵器国と非核国との外交交渉の議題から核軍縮と核兵器廃絶の問題が外されたことはありませんでした。1958年の国連でのアイルランド決議案が10年後に核不拡散条約(NPT)の締結をもたらした時、核軍縮の推進における非核国の役割は既に十分確立されました。私たちは時々、1950年代から1968年のNPT締結までの間、5核

兵器国(P5)以外にどれだけ多くの国が核開発計画に乗り出していたかを忘れてしまいます。これらの国々は二、三の例外を除き、非核国でいることへの見返りとしての安全保障、P5以外は核兵器を保有しないこと、及びP5は早期に核兵器を廃絶するという保証と引き換えに、核開発計画を放棄しました。このNPTにおける協力関係によって、非核国は核兵器国に対して条約の法的義務を指摘し、早期の核軍縮の実現を要求することができました。

1980年代末までの間、NPT加盟国による核軍縮へ向けたイニシアティブの一覧を見ると、非核国が冷戦下の対立に直面しながらも忍耐強く早期の核軍縮をめざしていたことがうかがえます。この期間を通じて、核軍縮において必要かつ不可欠なプロセスとして包括的核実験禁止条約(CTBT)とカットオフ条約の二つの提案が非核国の決意により推進されました。

冷戦の終結が核兵器とその廃止について考える状況全体を変えました。核実験の中断、1996年のCTBT採択と気運は高まり、非核国が長い間主張してきた二つの主要軍縮プロセスの一つが現実のものとなりました。しかし1990年代半ばまでに核軍縮の足どりはあやしくなっていました。核兵器国が核兵器の配備状況と数を時代の変化に適合させ、核兵器のない世界を求めている姿勢を見せながら、実は核兵器の保有を無期限に延長する見通しの下に核軍備態勢を見直し

ていることが明らかになりました。1999年のワシントンでのNATO首脳会議において合意された戦略構想では再び、不明確な将来に向けた防衛戦略における核兵器の役割が再確認されました。

NACは、核兵器国が冷戦の終結により対立が なくなった機会をとらえて軍縮を進めようとし ないことに対する、多くの非核国の反発から生 まれました。核兵器国はそれまでいつも非核国 に対し、「対立が消えれば軍縮を進める」と約 束していたからです。NACはもちろん米国の同 盟に属さない国々の連合です。この連合は、ア イルランドのような国々を代表しています。そ れらの国にはNPTにおいて「種」としての役割 を果たすことで、抑制と軍縮という NPTの互恵 的な法的義務が実行されることを確実にする使 命があります。NACの中にはかつて核開発計画 に着手した国もありましたが、 NPT条約により これを放棄しました。各地に核が拡散している にもかかわらず核不拡散の道を選択した国々が 参加しているのです。

NACは、1995年のNPT再検討・延長会議のの ち、非核国の核軍縮の主張の無力さを覆すこと に真っ先に取り組みました。私たちは、非核国 が核軍縮の達成に向けて一貫した実現可能な方 法の下に結束することができないために、核兵 器国が改めて表明した核兵器の役割や防衛体 制、防衛政策が見過ごされているということに いらだちを募らせていました。国連総会第一委 員会では決議案が提出され、核兵器国が受け入 れ得る現状が書かれていれば名ばかりの合意が 得られ、意欲的すぎる内容であれば同盟国と非 同盟国とをくっきり分ける結果になりました。 そして、核兵器使用の合法性に関する画期的な 国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見が別の議題 に関する決議案に歪曲されて用いられた時に は、非核国の主張を入れて不均衡を是正する必 要性のあることが明らかになりました。

NACの歴史は、核軍縮の推進へ向けた非核国 の努力の大きさと、合意を形成しようとする際 に被るさまざまな障害を明らかにしています。 2000年のNPT再検討会議の最終文書に採択され たNACの主張をここでは詳しく述べませんが、 元々の構想において最も議論の多かった問題の うち三つを、核軍縮の課題を効果的に決める際 の非核国の能力と限界を証明するものとして挙 げたいと思います。NACは、核兵器が廃止され るまでの間に使用されるリスクを減らすため に、暫定的措置をとらねばならないと強調して きました。その措置とは、警戒態勢解除及び核 兵器と運搬車両との切り離し、先制不使用協定 の締結、非戦略核兵器もしくは戦術核兵器の配 備解除です。こうした提案は、1998年のダブリ ン宣言の当時NATO内での交渉において一部の 国により主張されており、1999年のワシントン 首脳会議で合意された戦略構想につながりまし た。NACの手法とNATOの非核国の中でこの措 置を擁護した国々とが、明らかに一つになった のです。しかし最終的には、これらの国々が最 善の努力をしたにもかかわらず、核兵器国への 重要なシグナルとなるはずの決定を下す多国間 会議で、同盟国から十分な数の合意を得ること はできませんでした。

それでも核兵器国自体、2000年NPT再検討会 議でのNACとの交渉において、先ほど述べたよ うな手順を実行することを、一般的な表現なが ら約束しました。2000年NPT会議の最終文書に は、安全保障政策における核兵器の役割を縮小 し、核兵器が使用されるリスクを最小限にして 全廃のプロセスを容易にし、核兵器の運用上の 地位をさらに下げ、さらに、戦術核兵器の問題 にも取り組む措置をとるという約束が盛り込ま れました。

こうしたことから、米国と同盟関係にある非

核国は今や、二国間関係又は核兵器国との同盟 関係において問題解決への支持を自由に得られ るように見えます。NPT締約国すべてがこの問 題に取り組むことを約束しました。今から2005 年までの間にこうした特定の措置の実施を求め る責任は、まず第1に同盟構造の中の非核国に あります。非核国がこの目的の実現のため、核 を保有する同盟国と共同であらゆる努力をした と言える立場で次回の再検討会議に再び集まる ことが絶対必要です。最終文書はこれらの国々 に手段を提供しました。同盟関係にある非核国 には、核軍縮という共通の目的におけるそれぞ れの約束を果たす責任があります。

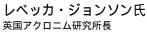
核兵器国には、早期の核軍縮への道を妨害す る力が限りなくあるように見えました。今日の NMDをめぐる議論は、核兵器国による核兵器廃 絶への明確な約束によって最近しっかりと固ま った展望をすぐにも狂わせる可能性があるよう に思えます。この約束がなされた状況そのもの への挑戦は、2000年NPT再検討会議で得た前進 に既に暗い影を落としています。軍縮実現の可 能性に関する最近の議論を支えていた戦略的安 定が今、再び危うくなっているように思われま す。そうした流れが核拡散に拍車をかけないに しても、新たな核軍備競争の可能性に注意して おくことが必要です。常にこうした展開に直面 していると核軍縮の課題を忘れがちになりま す。しかし会議での約束を土台に軍縮を実行し ようとするならば、こうした展開でも目的を見 失わないようにしなければなりません。核軍縮 の見通しをまた一世代後退させることがあって はならないのです。

2000年NPT再検討会議の最終文書は、非核国の大きな前進を表すものです。最重要項目は核兵器国による核兵器廃絶への明確な約束で、核兵器国が長年核不拡散条約第6条に与えていた曖昧な解釈に決着がつきました。この新たな政

治的約束は、核兵器国に明確に核軍縮を遂行す ることを要求しています。しかし、核兵器国の 一部は既にこの約束を条件付きだと解釈しよう としています。したがって非核国は、この基本 的な約束が今後核兵器に関連するすべての手続 きと措置を判断する基準であることを主張しな ければなりません。非核国は、核兵器国の約束 の実現に逆行するいかなる展開も拒否する責任 があると述べています。非核国はもはや約束の 実現に逆行する措置を大目に見たり、これに関 わったりするべきではないのです。昨今の安全 保障体制に対する挑戦のために、 NPT締約国が 約束に関する責任から目をそむけるような事態 を許してはなりません。2000年NPT再検討会議 の目的は、言葉の上での軍縮外交という虚構の 世界が現実社会の安全保障政策や安全保障体制 と切り離されて存在する原因となった、曖昧な 解釈を排除することでした。もはや両者の区別 は見えなくなっています。これをさらに徹底さ せることが非核国にとっての課題です。

2000年という年がNPTにとって大きな分岐点 となったことを述べて私の話を締めくくりたい と思います。非核国は、この条約が危うくなっ ていると思われる時期に核兵器国から反応を引 き出しましたが、2000年の会議の成功で条約へ の脅威が減少したわけではなく、そこで記され た文書がそのまま行動になると期待できるわけ でもありません。最近になって達成した事がす ぐさま歴史の中に葬られないよう、私たちは引 続き圧力をかけていかねばなりません。そうす ることで各国政府は動くのです。市民社会の支 持と行動も、2000年の成果に見られたように貢 献となるでしょう。会議の成果を確実に実現す るには、市民のかつてない強い行動力が必要で す。広島市民が目撃し、全世界に警告した核兵 器の惨劇をなくすための、これは最後で絶好の チャンスです。

パネリスト報告 5.「核軍縮実現への、市民の責任と役割」





皆さん、こんにちは。本日このシンポジウム に出席できることを心から光栄に思っておりま す。広島平和研究所と非常に高名な福井所長、 並びに「21世紀の核軍縮研究会」のリーダーで、 尊敬すべき長年の同志でもある黒沢教授にお礼 を申し上げます。広島には何度も来ております が、広島に来て資料館、平和公園を訪れ、広島 の人々、特に核兵器反対を訴え平和と正義のた めに積極的に活動しておられる被爆者の方々に お会いすることは、いつも私にはとても特別な ことです。第1部の議論で、冷戦終結の際に抱 いた、たくさんの希望が消え失せてしまうよう に思えてがっかりした人もおられるでしょう。 冷戦が終わった時、私たちは各国政府が核軍縮 に着手し、核兵器の廃棄を始めると考えていま した。しかし現在まで、それは実現されていま せん。核兵器の脅威の下で生きることも望んで おらず、また核兵器国として、あるいはその同 盟国として、どこかの国に核を用いる脅威を常 に与え続けることである種の平和を得ることも 私たちは望んでいないことを政府に理解させる ために、市民社会が圧力をかけ、環境を整え、 行動を起こさねばならないことは、今まで以上 に明らかです。希望を失う前に、これまで市民 社会が貢献し得た事柄を思い出していただきた いのです。部分的核実験禁止条約は大気中の核 実験を禁止しました。1987年の中距離核全廃条 約(INF)では巡航ミサイル、パーシング及び

SS20が廃棄されました。水上艦から核兵器を撤去したのです。核兵器を搭載した艦船の入港を拒否した港での行動を思い出して下さい。そして、最終的に包括的核実験禁止条約(CTBT)に到達しました。これらの推進力は、組織としてのNGOだけでなく、医師、科学者、女性、平和活動家、著名な広島市長と長崎市長を先頭とする市当局、緑の党、核実験場の先住民の人々や死の灰を浴びた人々、そして被爆者の皆さんによるものです。消費者のボイコットもありました。思い出して下さい。スウェーデンなどもの国がフランスの1995年の核実験再開に抗議した。即1995年の核実験再開に抗議した。こうしたことを覚えておかねばなりません。

さて、私たちが一層取り組まねばならないと 考える重要な三つの分野についてお話ししたい と思います。私は日本のNGOに助言を与えるよ う求められましたが、それは私にはやや出すぎ たことです。しかし英国及び欧州の一市民とし ての立場から言いますと、日本もイギリスも米 国の同盟国であり、いくつかの類似点がありま す。ですから私の視覚や欧州で試みられている ことのいくつかをお話してみましょう。そのい ずれが皆さんの人材や資源、文化、政治状況な どにふさわしいかは、皆さんに決めていただき たいと思います。

さてこれから、ミサイル防衛、 CTBT、及び

2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議で合意された13項目の「核軍縮への実際的措置」の実行という重要な三つのテーマについて考えてみる必要があります。なぜミサイル防衛なのでしょう。今日の議論で既に聞かれたとおり、ミサイル防衛に関する米国の計画が当面、進みつつある多国間協議から単独主義への動きを支えているからです。計画が実行できるかどうかにかかわらず、核不拡散、軍備管理、軍縮のために私たちが40年間かけて構築してきた制度に対して、ミサイル防衛は既に有害な影響を与えています。

ブッシュ大統領とラムズフェルド国防長官は 多層ミサイル防衛について話し合っています が、彼らがどこまでやるつもりなのか誰にもは っきり分かりません。既に話に出たように、宇 宙にまで兵器を配備するつもりなのでしょう か。私の活動家としての20年の経験から見て、 単純に政府に直接反対するだけではあまりうま くいかず、一種の正面衝突でつぶれるだけだと 思います。ですから、すべきことは問題を逆に 考えることです。誰かがミサイルから脅威を受 けている時、ミサイルに対して防衛すべきでな いと主張することは無理でしょう。

見方を変えるなら、問題の核心にあるのは大量破壊兵器です。米国だけでなく私たちは皆、核兵器、化学兵器、生物兵器から身を守る権利があります。ではどのようにすればいいのでしょうか。もし私たちが核兵器や生物・化学兵器の脅威を受けるとしたら、その運搬手段がミサイルである可能性は、最も低いと思います。東京の地下鉄の駅で発生したオウム真理教の事件をご記憶でしょう。この事件から四点ほど指摘したいと思います。

まず、大量破壊兵器の原料の製造に関する管理と禁止を強化する必要があります。これは既に発効した化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条

約により実施されていますが、 2日前の新聞を ご覧になれば、米国が生物兵器禁止条約の検証 に関する議定書の交渉から離脱する意向である ことが分かると思います。さらに、プルトニウ ムと高濃縮ウランの製造を禁止するカットオフ 条約の交渉も暗礁に乗り上げていて、軍縮会議 の障害となっています。

第2に、弾道ミサイル及び巡航ミサイルの製造、配備を管理、禁止する多国間措置を講じることが必要です。ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)では不十分です。単に見直すだけではなく、別の、あまり差別的でない国際的な制度が必要です。このことは、ミサイル計画を持つ先進国が、著しく不安定化をもたらすミサイル技術についてはこれまで以上の透明性、管理、そして場合により放棄まで受け入れねばならないことも意味します。

第3に、現行の軍備管理や核不拡散のための諸 条約及び核兵器、生物・化学兵器を規制する措 置と制度を強化し、実行しなければなりません。 さらに緊張のある地帯で地域対話や信頼醸成を 促進する必要があります。例えば、韓国の金大 中大統領が始めた「太陽政策」がよい例です。 ところが、米国は再び、北朝鮮に対して防衛が 必要だとの口実で、地域安保構築への積極的姿 勢を急に変えました。必要な対応とまったく逆 の対応です。

最後に、これはおそらく意見が分かれるでしょうが、広島と長崎、及びこれまでの民間防衛の経験から、私は民間防衛が核兵器に効果があるとはまったく考えていません。英国において、核攻撃から自らを守るためドアを外して階段の後ろに隠れ、窓を白く塗るよう指示された哀れな民間防衛対策がありましたが、私たちはこのようなことが核兵器に対して役に立たないことを知っています。しかし、生物・化学兵器の潜在的脅威に関しては、迅速で効果的な緊急対策

と医療対策、訓練、教育、そしてこれらの対応 を行う緊急時計画と医療施設が、小規模な事故 と、とてつもない大惨事の分かれ目になるでし ょう。

さてCTBTですが、皆さんの中にはこの未発効 の条約の発効促進会議が9月にニューヨークで 開催されることをご存知の方がいらっしゃるで しょう。日本は前回の1999年は議長国で、当時 の優秀なウィーン大使も条約発効へ向け努力さ れました。これは私たちが最重要視したい議題 です。ですからニューヨークの国連総会に参加 されるであろう日本の首相か外相が、総会開会 翌日のCTBT発効促進会議に必ず出席して発言し て下さるよう、皆さんにご協力いただければと 思います。さらに、政府に手紙を書き、会議に 先だち首相か外相がまずNGOとともに記者会見 に望んで、CTBTの重要性を世界に向けて主張し、 この条約を頓挫させる可能性のある米国に異議 を申し立てていただきたいのです。それは大き な力添えになります。

次に、2000年NPT会議で採択された核軍縮への実際的措置についてですが、戦術核兵器の廃止など一部の措置は他に類を見ないものです。核兵器の役割の縮小や運用上の地位の引下げなどの措置は、より大幅な核削減や、NATO及び日米同盟などの核ドクトリンの修正を補うものととらえる必要があります。

今、市民社会は五つのアプローチを考える必要があります。まず、外交及び国際的視点からのアプローチ、二つめは国内の議会など都市と地方の当局への働きかけ、三つめは草の根の力を結集し、メディアに働きかけメディアを通じて主張を広く伝えるやり方です。

四つめは、核兵器国と場合によっては同盟国に、さらに現在及び将来の核拡散国家に対して、 法的な異議申し立てを行うというものです。これらの国々に核兵器の配備と使用に関する国際 法と条約を完全に順守させることが目的です。 トライデント・プラウシェアズの行動は、この 種の行動で私たちが知る一つの例です。

五つめのアプローチは、核兵器国に軍備を縮 小させ同盟国への配備を阻止するための非暴力 直接行動です。私は法律を破るよう求めている のではありません。これらの問題に注目を集め る上できわめて有効だと分かったのは、個人と して発言し行動を起こす時に、兵器の行使と配 備に関する国際法と国内法を守ろうと努力する ことです。時にはそのことが治安妨害罪のよう なささいな法律違反に問われることになるかも しれません。私は600年前にできたその法律に 違反して有罪となり、投獄されました。アンジ ー・ゼルター氏はいわゆる刑事賠償法で有罪に なりました。しかし、痛手を受けたのは原潜ト ライデントでした。法律を破るよう言っている のではありません。私たちが法律を守るように、 政府も法律を守るべきだと主張するよう申し上 げているのです。

これらのアプローチは互いに相容れないものではありません。いずれも、適切なタイミングと政治的条件の下で実行すれば効果があるでしょう。同時にそれぞれのアプローチには長所も短所もあります。

日本はこうした状況の中でどの位置に立つのでしょうか。英国のように、皆さんの政府と官僚は、日本がミサイル防衛から何を得られるか確かめようと曖昧な態度をとるのでしょうか。軍縮、CTBTの発効、そして(これまで日本政府が繰り返してきた耳ざわりのよいレトリックを超えた)核廃絶への行動と提案ということよりも、米国の気分を害することを気にしているのでしょうか。有権者である市民を怒らせることの方が恐いと政府に思わせるにはどうすればいいのでしょうか。そのためには、世論を喚起し、人々の意識を高め、メッセージを発信するため

の狙いを定めた周到なキャンペーンを行い、さらに地方議員から国会議員まで、選ばれた人々にも働きかけるべきです。あす参議院選挙があると聞いています。平和と環境に関心のある候補はどなたでしょうか。ミサイル防衛を容認する動きに歯止めをかけ、現在私たちを大量破壊兵器から守っている制度をつぶそうとしているのはどの方でしょうか。大量破壊兵器の実際の脅威から身を守るため、いかに政府と協力できるのでしょうか。そのためには候補者の掲げる政策を吟味し、その結果を見極めて選挙権を行使することが必要です。

パネルディスカッション・質疑応答(第2部)

黒沢 それでは第2部に関して、質問に移りたいと思います。何人ぐらいいらっしゃるか、手を挙げてください。

来場者 再び立命館大学の津村です。まずマッキンバーさんに質問です。前回(第55回)の国連総会において、アイルランドは弾道弾迎撃ミサイル制限(ABM)条約の遵守と維持の決議案に賛成しておりますが、棄権をした中に、たくさんの北大西洋条約機構(NATO)諸国若しくは西欧諸国が入っています。マッキンバーさんは、各国とも核兵器国に対するアプローチが非常に少なかったとおっしゃいました。では新アジェンダ連合(NAC)あるいはアイルランドとして、非核国でかつNATOであるような国々に対して、どのようなアプローチをとっていくのかを聞きたいと思います。

もう一つ、一般市民からのアプローチということですが、環境問題や人権問題と違って、やはり高度な政治領域である問題だけに、例えば国際会議などにおいて、NGOの役割、NGOが介入するような余地があまりないように思われます。私は来月、再来月の包括的核実験禁止条約機構(CTBTO)の会議に参加したいと思ってメールを送ったのですが、結局、国連でNGO資格を持っているような者しか無理だというプレス・リリースを見ました。それに対して、例えば「リオサミット+ 10」や国際貿易機構

(WTO)などは、大いにNGOの参加を認めております。このような現状の下で、私たちからこの問題に関してのアプローチは非常に困難であると考えてしまいます。それについてジョンソンさんはどう考えているのか、具体的なことについてお答えいただきたいと思います。

ダラ・マッキンバー

ありがとうございます。ABM条約の決議に対する我が国の投票のことを言われたのですね。確かに我が国は、フランスを除けば決議案に賛成した西側で唯一の国ですが、フランスは核兵器国であり別の理由から賛成しました。私たちは本土ミサイル防衛(NMD)の開発が差し迫っていると考えたのです。これでやっと決めた手続きが実現できるかもしれない、混迷を打開する環境ができると考えました。軍縮の手続きの実施を約束した1999年決議に私たちは賛成し、2000年に確定したのです。

決議自体はABM条約の支持を求めていて、ラウフさんが言われたように2000年NPT再検討会議の最終文書に記載され、条約に反する行動はとるべきでないと呼びかけています。これは私たちと同じ立場です。NMDの開発は核兵器の無期限の保有を強化すると私たちは見ています。もし早期の核廃絶に明確に取り組むなら、NMDを計画することなど考えるはずがありません。

NMDという考え方は核兵器をたとえわずかとはいえ増やすことになる概念上の枠組みです。ともかく、NMD開発の背景には核兵器廃止は考慮されていません。ティメルバエフさんがゴルバチョフ-レーガン会談のことを話しておられましたが、レーガンの戦略防衛構想(SDI)はある段階では、防衛システムがあれば核兵器は必要ないという発想でした。もちろんこれが当時の政権の考え方すべてではありませんが。しかしNMDは、単に核兵器の存在を履い隠しているだけです。

レベッカ・ジョンソン

国連のような他の会議に比べ、軍縮交渉の会議ではNGOが立入りをずっと厳しく制限されている、とおっしゃったのは正解です。私はその理由の一つは、歴史的に、核兵器国と一部の大国が軍縮に異議があるからだと思います。これらの国は軍縮の交渉の場では最大の批判を浴びると考えていましたし、それはおそらくかなり当たっています。一方で人権など他の問題ではご承知のように、NGOは結束して他国を批判するという批判があります。

これについてはどうすればいいでしょうか。 1995年のNPT会議の直後、私とジョナサン・ディーン大使は次回準備会議の議長に会いました。そして国連軍縮問題事務局において、NGOが締約国に対して話のできる公式な全体会議中の時間枠をとってもらえるよう要求しました。この件は現在実現の方向です。私たちは会議の午後に3時間をもらっており、とても難しいのですがすべてのNGOに時間を割り振らなければなりません。しかし、これらNGOの意見のバランスをとる方法を見つける手順を決めました。それでも、私たちが本当に望むのはNGOにオブザーバーの地位が与えられることです。オブザーバーには多くの権利があるとともに、政府間

の外交交渉の場での振る舞いについて責任も負う立場です。

ただ結論としては、正直に申し上げると、NGOこそが果たし得る重要な役割は会議開催中にはあまり無いと言わねばなりません。なぜなら大半の国は政策を既に決定していて、大使と代表団はほとんど政府の指示により動いているからです。NGOが行使できる本当の力は、たとえ協議が暗礁に乗り上げていても、CTBTやNPTに関する会議、2001年12月に開催予定の生物兵器条約再検討会議を開催の方向へ導くことです。皆さんが軍縮の実現を望むなら、政府が明確な公約をもって確実にそれらの会議に出向くよう、前もって圧力をかけることです。

来場者 2度目の質問で恐縮です。井上です。お二人に簡単な質問です。日本の安全保障政策は、アメリカの核の抑止力に依存することが中心になっています。いわゆる「核の傘」です。そしてこの「核の傘」も、核兵器に対する脅威に向けられるだけではなくて、大量破壊兵器、通常兵器に対しても向けられていると言われています。もし我が国がそういう「核の傘」からの離脱、つまり核抑止力から決別し、日本を含む非核地帯に対して核攻撃をしないという、消極的安全保障の取り決め条約という政策をとり、あるいは新アジェンダ連合(NAC)と、核兵器廃絶に対して共同歩調をとることになった場合に、核兵器廃絶に対してどのような貢献をすると思われますか。

ダラ・マッキンバー

私の話の中で、現在同盟に参加している国々は常に米国と協力関係にあると申し上げたと思います。日米のように二国間であれ、NATOのように多国間同盟であれ、それが唯一の同盟だからです。米国と同盟関係を持つ国々は特別な

立場にあり、同盟内の対等なパートナーとして 直接に影響しあえるのが強みです。NACは同盟 に参加していない国々のグループで、米国とそ の同盟国、その他の核兵器国との間で論争になっている多くの問題を話し合うNPT会議により、 実際、同盟国に近い利益が得られるようになってきています。NPT会議は土台となるいくつかの画期的な決定をし、私はその中から特に三つの事柄について述べました。私は、この状況・ 一つの機会と考えるなら、議論の場で欲しい、もしくは別の目的にとっておきたいと思うよっなしくは別の目的にとっておきたいと思うよいます。核軍縮への歩みは、この重要な時期、交渉の初期には主として同盟 構造の中で進められるでしょう。

私たちはある程度外部から声高に主張しているのですが、2000年のNPT再検討会議は同盟の内外にかかわらず、NPT締約国すべての権利を認めています。事実、同盟内の問題に口を出す権利があるということです。そうした三つの事柄をレポートに書きました。その理由はこの問題に関して変化があることを明らかにするためです。しかし同盟国の政府には、核兵器を持つ同盟国に対して、2000年NPT会議で認めた画期的な合意を実行するよう働きかける責任があります。

レベッカ・ジョンソン

マッキンバーさんがほとんど言って下さったと思います。ただ、カナダとドイツが NATO内でやろうとしたこと、その安全保障概念とその中での核兵器の役割について疑問を投げかけたことはとても有益だったと思うと申し上げておきます。ただ、あまり踏み込んでいないと言わねばなりません。それと、私は何らかの形の同盟は明らかに重要だとする考え方には賛成で、この点では政治的議論に加わるつもりはありま

せんが、同盟国と米国、英国、フランス、ロシア、そして中国はすべて核兵器の廃絶を達成すると約束しており、どのように行うか一連の措置が文書になっています。ですから、NPTの行動計画を実施するため同盟内で努力することは、実際のところ、同盟国の非核化をめざした取組みということになるはずです。

来場者 広島修道大学の岡本です。普段被爆者の方々といろいろ運動をしておりますので、その立場から質問します。先週、ポーランドのクラクフで国際会議が開かれました。その機会を利用してアウシュビッツとビルケナウ、それからマイダネックの、三つのナチスの強制収容所を視察してきました。そのうちの一つで「どこから来た」と言われるので、「広島から来ました」と言いましたらば、言葉を詰まらせて「鳥肌がたつ」と一言いわれたのです。

国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見で、「一般的に核兵器の使用及び威嚇は国際人道法に違反する」という判断が出されました。それに続いて「ただし国家危急存亡の際には、核兵器の使用及び威嚇が、合法的か、非合法的か判断が下せない」という後段の勧告的意見があります。そのために、それが出された1996年7月8日、あるいはその翌日あたりの日本の新聞では、かなり低い評価しかされませんでした。

果たして1945年8月に、アメリカは国家危急存亡の危機にあったのか。もしなかったとすれば、その当時に遡及して、あの行為は戦争犯罪だったと言えるのではないか。そのことをマッキンバーさん、あるいはジョンソンさんにお尋ねしたいと思います。

ダラ・マッキンバー

私はICJへの付託がいくつかあったことは承知

しています。重要だと思っています。ICJの勧告 的意見はNACの根本にあります。ICJは決定を下 す立場ではなく、合法であるかどうかの方向性 を示す立場でした。が、核兵器国に核兵器廃止 の交渉を進める義務があることを主張しまし た。これはNACが取り上げた要求であり、今で はNPT第6条による義務に含まれる、政治的に拘 東力のある公約です。ICJの主張はNACにおいて 理解・強化され、2000年のNPT会議の最終文書 に採択されました。ICJは核兵器国の判事とそれ 以外の国の判事から構成されていて、ICJもその 勧告的意見も政治的に非常にバランスが保たれ ています。判事らは、国連憲章に基づき、核兵 器を正当に使用することができる唯一の前提条 件は、国家の存亡そのもののかかった自衛の極 端な事情の下であるとし、その場合は核兵器の 使用が合法であるか違法であるかをはっきり結 論し得ない、という判断をまとめました。人道 法が他の非人道的な兵器について拡大されたの に、核兵器にまでは適用されなかったというの が現実です。理由は明らかです。冷戦下の、核 兵器国から抵抗を受ける状況ではうまく行くは ずもないでしょう。勧告的意見は憲章に記され た権利に基づいたまさに法律上の意見であり、 それらの権利は人権を無視していますし、人道 法に基づく権利を保証していません。皆さんか ら出た質問に答えようとするならば、もっと注 意深く検討すべき分野であると思います。ただ 私はICJの見地で答える立場にはありません。

しかし重要なのは、人道法の規範を適用できなかったことです。勧告的意見の中で、別の兵器には適用できて核兵器にはできなかったという事実は注目を集めました。ですから私は、あなたが質問で取り上げられた点について、ICJは見通しを示すべきだと思います。

(レベッカ・ジョンソン)

あなたの質問で示唆されているように、さかのぼって考えるならば、日本が中国の人々に対して行った生物実験、医学実験、さらに慰安婦とよばれた女性への暴行などについても考えねばなりません。ボスニア戦争が終わった今、ボスニア戦争時のレイプ・キャンプにおける女性への暴行行為で裁判にかけられている男性たちがいます。

1945年、米国は特別な爆弾を手にしていることを知っていましたが、その爆弾が何を引き起こすかは分かっていなかったと思います。ICJの意見に関する限り、広島と長崎の恐ろしい破壊から私たちは今その影響を知っています。また、その爆弾がどのようなことを引き起こす力があるかを確かに知っていますし、これはICJに提出された証拠に含まれていました。したがって重要なことは、今後はどのような核兵器の使用も戦争犯罪になるということです。

来場者 被爆者で、広島平和文化センター 元理事長の河合です。

ジョンソンさんに伺いたいと思います。ミサイル防衛、CTBT、NPTなどについてのご提案は、大変よく理解できました。ジョンソンさんが最後に日本はいったい何をするのかという、大変重要なご質問をされました。このことについて、最後の総括の中でも結構ですが、大変アメリカ寄りとみられる小泉内閣に対して、私たちはどのような対応をすればいいか、黒沢先生の聡明なご助言をぜひお願いしたいと思います。

総括 「世界の核問題と日本に突きつけられた課題」 黒沢 満氏

黒沢 今、最後に私に対する非常に難しい 質問もありましたので、そろそろまとめに入り たいと思います。

2000年のNPT再検討会議で、核廃絶に向けての明確な約束をしたのに、その後、全然進んでいないではないか。そして今年になり、アメリカでブッシュ政権が出てきて、逆の方向に行っているのではないかという印象があります。それに対して、今どうすべきかというのが、今日のシンポジウムのテーマです。

前半はそういう意味で、核の現状がどうなっているのかということで、アメリカとロシアとカナダの方に、国際社会を代表して話をしていただきました。まとめるのは非常に難しいのですが、今のブッシュ政権の中心はミサイル防衛にあります。どうしてミサイル防衛をするのか。それは新しい脅威であるからだという説明なのですが、そういう脅威がないという考え方もあるわけで、これはパネリストの間でも分かれていたのではないかと思います。

それからミサイル防衛を行う場合に、その脅威の問題と、それから技術的に可能なのかどうか、あるいはコストがどれだけかかるのかという問題もあります。またもっと重要なのは、国際関係にどういう影響を与えるかということです。そういうことで、ミサイル防衛に関しては、一つ議論がありましたように、攻撃・恐怖の均衡から、防衛に移るべきだという議論がありま

す。これを人質に取って、非常に道徳的にもよくない状態にあるわけだから、防衛に移るべきだという考え方が非常に強くあります。けれども、これについてはロシアの方から、核兵器を削減する方が先なのだという意見もありました。

だから、ブッシュ大統領のミサイル防衛を批 判すべきだとすれば、それは今、非常に一方的 にやっているところにあると思うのです。もし 防衛をすべての国で一緒にやろうというふうに なれば話は全然別なのでしょう。けれども、自 国を中心に一方的にやろうとしています。それ はミサイル防衛だけではなくて、CTBTも皆守っ ているのに、自分だけやめようとしている。京 都議定書の話は、ちょっとここの文脈から外れ ますので除きますが、例えば先週国連で開かれ た小型武器に関する会議でも、最終的にはアメ リカが妥協しなかったために、議長の素案がか なり薄められたという問題がありました。それ からここで話が出ましたように、生物兵器の議 定書を作ろうという交渉が今、ジュネーブで続 いておりますが、アメリカは反対だということ をもう既に言っています。11月、12月に正式の 会議が開かれるのですが、そこでは採択されな いだろうと思われます。

そういうことで、これはシャインマンさんが 説明してくださったように、今アメリカは非常 に単独主義の方向に進んでいます。だから、他 の国がどう考えようと、アメリカはやりたいことをやる。その場合に条約があると邪魔だから、 条約に拘束されないでやる。そして核兵器を減らすこともあるけれど、それは元に戻す可能性 も残した上で行うのだ。一方的削減と言っていますが、そういう形で今、アメリカの政策が進んでおります。これは国際的な立場から見ますと当然、反対すべきことであります。

アメリカ国内では、上院の外交委員長や軍事 委員長が民主党に代わって、そういう単独主義 的傾向に反対しているし、予算は議会が握って いるわけだから、という説明もありました。け れども、それはいくらかのプレッシャーが、既 にブッシュ政権にあったからで、これは全く 分ではない。これからさらにそのブッシュ して、内部から、あるいは外部からプレッシャーをかけていく必要があるのではなかっ シャーをかけていく必要があることであり、 を対して、内部がら言えることであり、国 際社会が当然すべきことであると思います。も ちろん、アメリカで2002年に選挙があって、多 分民主党が増えるだろうという話があります。 そういう国内の問題のほかに、他の国が圧力を かけるということも考えられます。

一番近いところでは、今年の9月にCTBTの発効促進会議が開かれ、そのあとに国連総会があります。日本はCTBTを非常に高く支持していますし、CTBTの発効のために政府高官を各国に送ったりしてきています。それを今、アメリカがやらないということで、日本とアメリカとの間でも、今までアメリカにずっと追随する形だったのに、CTBTに関しては日本は譲れないという態度が、僕は外務省でも見られると思います。それはこの間の京都議定書でも、アメリカに追従するのか、ヨーロッパの方に寄るのかというところで、最終的にはアメリカとは一応決別した道をとったわけです。だから全部アメリカに反対するわけではありませんが、そういう方向

で日本の政治を進めるべきではないかと思います。

次に後半に移りますが、それでは日本はどういう役割ができるのか。1対1でアメリカに向き合うと、非常に日本は弱い立場にあります。アメリカは非常に強いですから。例えばNACが最初は8ヵ国だったのが一つ抜けて7ヵ国になりましたが、それで非常にうまくまとまって、一つの力になっているわけです。日本は、だれと組むのがいいのか。会場から、NACと組む可能性も出ましたが、将来的には可能でも、今すぐNACと組むという状況にはないと私は思います。

それで、一つは以前から私が提案しておりますジャパン、オーストラリア、カナダによる JACグループです。たとえばカナダなどは、アメリカと同盟関係にありながら、ラウフさんが言われましたように、日本より核軍縮に対してもっと熱心なのです。それからオーストラリアは非核地帯を作っているわけですが、アメリカの同盟でもあるわけです。そういう三つの国がまず組む。

それからジョンソンさんの話に出てきましたように、最近NATOではカナダやドイツが先制不使用などを見直せと言っています。先制不使用の約束をしていないのだけれども、NATO内部の核を持っていない国が、アメリカなどにそういう要求を出しているわけです。特にNATO5と呼ばれる、ドイツ・ベルギー・オランダ・ノルウェー・イタリアという5ヵ国が、2000年のNPTの会議ではまとまって一つの提案を出して、これは非常に優れた提案でした。私は、だから今はJACとNATO5という八つの国が一緒になってアメリカに要求するのがいいのではないかと考えているわけです。1対1でやっていると絶対に日本は負けるからです。

それから日本の中では、実際に政策を作るの

は、やはり国会議員です。外務省は、小さな政 策はともかく、大きなものは変えられない。た とえば対人地雷問題で、日本は対人地雷全面禁 止条約に反対していたのに賛成に転じたのは、 小渕外相(当時)が意見を述べたからです。そ の時は国会議員がいろいろ小渕さんにプレッシ ャーをかけ、それからNGOもプレッシャーをか けたわけです。だから外務大臣とか首相を動か さないと、こういう大きな問題は動きません。 もちろん、外務省にもどんどん意見を言うべき だろうと思います。国会議員は、そういう意味 で政策を作っているわけです。特に外務大臣や そういうところへ、やはり働きかけるべきでは ないか。そういう意味で、シビル・ソサエティ が、いろいろなところで活躍できるのではない かというのが私の拙いまとめであります。